

703

81

EM

国際協力事業団

受入 月日	84.9.13	703
		81
登録No.	14867	EM

ま え が き

この手引は、これから海外へ移住しようという方々のために、当事業団直営移住地の一つである「第二トマスー移住地」現地の事情の紹介と入植案内を目的として作成したものであります。

移住するに当つては国内における移住手続が必要であります但这些らについては「第二トマスー移住地案内」を参考にさせていただき、ここでは現地到着後の事情から営農のすすめ方及び生活設計等を中心に説明し、入植後の現地生活の参考になるようにとりまとめたものであります。

JICA LIBRARY



1025326[8]

目 次

まえがき

第一章	第二トメアスー移住地概況	1
1.	第二トメアスー移住地の生いたち	1
2.	トメアスーの自然と社会	2
3.	胡椒について	8
第二章	入植の第一歩	9
1.	下船時の注意	9
2.	荷物の検査及び梱包について	10
3.	トメアスー行船待ち期間について	11
4.	ベレン市よりトメアスー港までの船便について	11
5.	伯国における行動言語上の注意事項	12
6.	入植の方式と生活環境	13
第三章	営農のすすめ方	16
1.	計画の概要	17
2.	ピメント栽培の概要	20
第四章	現地での生活	23
1.	携行荷物	23
2.	生活の心構え	29
附 1.	物 価 表	30
附 2.	戸籍, 国籍, 及び旅券などについて	32

第一章 第二トメアスー移住地概況

1. 第二トメアスー移住地の生いたち

この移住地創設はブラジル最大のピメンタ・ド・レーノ（胡椒）の生産地であるトメアスー植民地の開拓30周年記念事業として昭和34年トメアスー産業組合、ならびに有志が発起して、その具体化を内外の朝野に呼びかけた事を契機として、今日の移住地形成を見るに至ったものであります。

この移住地創設の構想はトメアスー植民地入植者の村づくりであり、新移住者を受入れ、次、三男独立用地の確保を図ること、つまり人口の増大を計りトメアスーの発展を企図したものであります。

人口の増大は即ち生産者の増加を招来し、生産の増大と共に経済基盤の確立、更に社会基盤の安定と繁栄を基本的な狙いとしたものであります。

当時（昭和34年）のトメアスー植民地の入植者数は約330戸、ピメンタ栽植本数約90万本推定生産高約2,500トンで世界のピメンタ総生産量7万トンに対し僅か4%弱の生産量であり、ブラジリアンベツパーとしてあるいはトメアスー胡椒として世界市場の銘柄としては誠に微々たるもので、これを何とか世界市場の銘柄として常に上場するには少くとも世界の総需要量の10%以上、1万トン台の生産を上げる必要性が痛感され、それにはどう対処すべきかが検討された結果、限られた戸数で、生産量の増大を図るには家族経営では限度があり、かと言つて集約されたピメンタ栽培を企業的な経営に移行せしめるについては、困難を伴うため、矢張り何と言つても生産者戸数の増大が世界のトメアスー胡椒として飛躍するに必要なより良い方途として認識され、一方戸数の増大は広く人材を得ることにもなり、社会基盤の拡大と共に、子弟の教育、結婚の場も拡がり社会的な繁栄への期待がもたれたわけです。

第二トメアスー建設の経過を歴史的に眺めますと、この構想の具体化の方策として地元トメアスー植民地は昭和34年4月17日第二トメアスー建設準備委員会を結成し、日本政府に計画移住地の設定を要請すると共に州政府に働きかけ、地権の下付を申請、昭和35年11月15日トメアスー開拓31周年記念祭典の日、トメアスー植民地南方の隣接地に約3万haの地権証書を取得しました。

日本政府はこの間において事業団（当時日本海外移住振興株式会社）をして現地調査を開始し30年の歴史において、現在繁栄をもたらしつつあるトメアスー植民地を外縁的に拡大して行く事は望ましいと判断、第二トメアスー地区を移住適地として認め600家族の日本人移住者の受入れを基本とした第二トメアスー移住地建設基本計画を樹立せしめ、昭和36年9月日本政府は事業団に対し造成工事を認可、事業団ならびにトメアスー産組が昭和37年1月15日トメアスー産業組合三階に第二トメアスー事業所仮事務所を開設、路線調査測量業務を開始ブルドーザー（D-8）グレーダー（12E）の造成用重機械の発注、同年5月11日準備委員会が取得した3万haの土地の

同ち25,800haを事業団が購入同年6月重機械の現場到着と共に全力をあげて造成工事に着手、
う年11月第1回現地入植者25家族を迎えたものであります。

昭和40年において初の収穫として35トンのピメントを生産、昭和41年においては約150トンの
生産、昭和42年は300トン以上のピメント収穫が見込まれます。現在(昭41.11)入植者数63戸
ピメント栽植本数15万本に成長しトメアスー植民地現在戸数420戸を加え、第二トメアスー600戸
満植した暁は1,000戸邦人集団移住地がアマゾン地域に出現することとなりピメント等農産物の
大生産地として発展が期待される次第です。

2. トメアスーの自然と社会

第二トメアスー移住地は「生い立ち」にふれました通り既成のトメアスー植民地を核として外
縁的に拡大発展を企図した移住地でありますからトメアスーとはどんなところかを先づ理解頂く
ことが第二トメアスーを理解する第一歩となります。このことを念頭において頂き以下第二トメ
アスーを含めたトメアスーの概況を述べます。

(1) 自然的環境

ア. 地 形

標高11~30m概ね平坦であります。部分的に20~30mの高低差があり、その間をイガラツペ
(小川)が流れています。河川としてはアカラミリ川と、その支流があり、第2トメアスー内
にはクシユー川、イピランガ川が横断しております。

イ. 地質と土壌

第3紀層砂岩又は粘板岩に属しラテライト系肥沃度中程度の土壌で概ね黄褐色を呈していま
す。部分的には礫地があり、主として河川添いには農耕に不適な地帯もあります。

ウ. 植 生

トメアスー周辺は密生した熱帯の混雑原始林に覆われ、直径1.5m以上樹高40~50mの巨木も
存在し、有用材としてピメント支柱用材のアカブー、マサランドーバ、ジアラナ、般建築用材
としてブレジョーローロ、パウアマレーロ、クビウーバ、マルパー、クワルーバ等が分布し、銘
木としてはパウサント(黒檀類似木)ムイラビニーマ(蛇紋木)等があります。

エ. 動 物

一般にアマゾン地方と申しますと、大蛇、ワニ等猛獣毒蛇が居ると言われますが予想に反し動
物は比較的少なく人畜に害する動物は一部毒蛇が見られる程度で、この地方において毒蛇の被
害は極めて稀です。生棲する動物としては、オンサ(豹)マラカシア(山猫)ヴィヤード(鹿)
カテトー(山豚)ケインアーダ(猪)アンタ(猯)タマンドアバンデイラ(大蟻喰)タフー、バ

ツカ、コチアジアカレー（ワニ）クワントニ、猿、蛇が棲息しており、又原色の鳥類、ベジャフ
 ロール（蜂雀＝世界で最小の鳥）や多数の蝶類が生棲しています。

オ. 気 候

雨期と乾期に分かれ、年によつて若干の変動はありますが、概ね雨期は12月～5月、乾燥の激
 しい時期は8月～10月で農年の始まりは雨が降り始めである12月～1月となります。気温は年間
 を通じて殆んど変わらず、平均気温は25～6°、四季の移りはなく、雨期、乾期が気候の移り替りと
 なつています。

日中の暑さは日本の土用時期と比較して、むしろ暑さは少なくカラッとしていますから、思つた
 より涼ぎ易く一日の温度較差が多く、夜の冷え込みは極めて快適で毛布は勿論のこと雨期には布
 団が必要です。

風は海岸線から吹き上げる東風が年間を通じてあり、この風を取り入れた住宅設計を配慮する
 ならば、住み心地は快適と申せましょう。

参考までに第二トメアスー事業所における気象観測の数値を掲げます。

1963年

区分	種分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間
気 温	最高C°	35.0	33.0	32.4	33.0	33.0	33.0	35.0	33.4	33.0	34.0	34.5	34.0	35.0
	最低C°	21.3	23.8	24.0	24.0	23.5	23.0	21.5	22.0	23.5	23.5	23.5	24.5	21.5
	平均C°	27.0	28.0	27.3	28.4	28.9	28.3	27.1	28.5	28.1	23.5	29.3	28.7	23.2
降 雨 量	mm	356.1	257.3	641.3	391.7	103.3	88.3	32.6	55.1	34.6	16.1	193.6	490.2	2,830.7
降 雨 日 数		13	23	29	29	15	16	6	7	5	5	8	17	178
湿 度	%	71	27	84	79	78	76	75	82	80	80	75	82	782

(注) 気温の最高、最低の極の年間欄にはその年の最高、最低を示す。以下同じ。

1964年

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間
気 温	最高極C°	33.0	33.0	32.5	32.5	32.5	32.5	33.0	33.0	33.0	33.5	34.5	34.5	34.5
	最低極C°	22.0	24.0	20.5	20.5	24.5	23.5	23.0	23.5	23.5	23.5	23.0	23.0	20.5
	平均C°	28.1	27.6	28	27.9	28.2	28.1	28.1	28.4	28.2	28.3	28.9	28.9	28.2
降 雨 量	mm	490.1	438	459.1	565.6	382.2	100.7	49.8	30.3	101.3	43	69.1	257.8	2,998.3
降 雨 日 数		17	21	22	22	24	11	6	4	11	3	4	16	161
湿 度	%	85.2	87	88	86	32	80	78	80	78	74	71	78	80.6

1965年

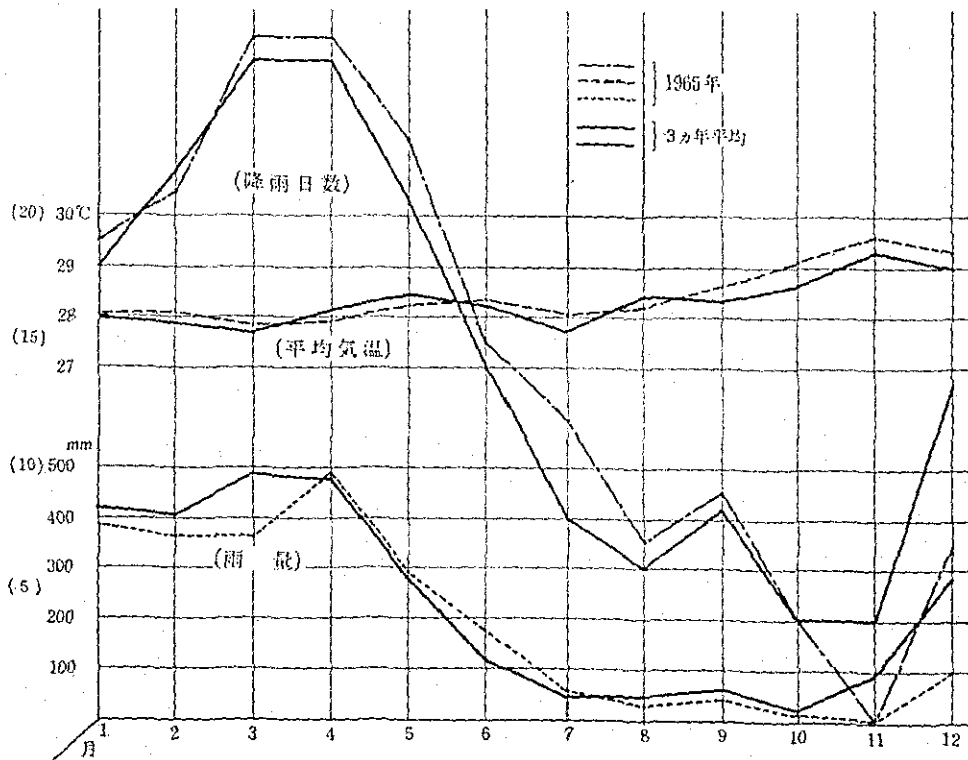
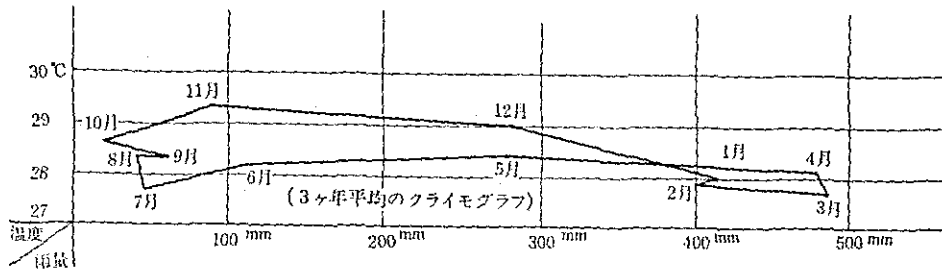
区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間
気 温	最高極C°	33.5	35.5	53.0	32.5	31.5	32.5	32.5	33.5	53.5	34.0	34.5	35.5	35.5
	最低極C°	23.5	23.5	23.5	23.5	24.0	23.5	22.5	23.0	24.0	23.0	24.0	22.0	22.0
	平均C°	28.0	28.1	27.8	27.9	28.8	28.3	28.0	28.2	28.6	29.1	29.6	29.3	28.4
降 雨 量	mm	358.8	359.8	361.1	481.9	286.4	157.3	53.5	35.3	43.4	17.3	—	94.1	2,275.3
降 雨 日 数		19	21	27	27	23	15	12	7	9	4	—	7	171
湿 度	%	81	81	86	83	80	79	77	76	73	69	68	73	77.2

3ヵ年平均 1963~1965

月別 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
気 最高極C°	35.0	33.5	33.0	33.0	33.0	33.0	35.0	33.5	33.5	34.0	34.5	35.5	33.5
最低極C°	21.8	23.5	20.5	20.5	23.5	23.0	21.5	22.0	23.5	23.0	23.0	22.0	20.5
温 平均C°	28.0	27.9	27.7	28.1	28.4	28.2	27.7	28.4	28.3	28.6	29.3	29.0	28.3
降 雨 降mm	410.6	401.8	487.1	479.1	277.3	115.4	45.3	40.2	59.8	15.9	87.6	250.7	2,670.8
量 雨 日数	15.0	21.7	26.0	26.0	20.7	14.0	8.0	6.0	8.3	4.0	4.0	13.3	167.0
湿 度 %	79.0	81.7	86.0	82.7	80.0	78.3	76.7	79.3	77.0	74.3	71.2	77.7	78.7

(注) 気温の最高、最低極は平均でなく、3ヵ年間にあつた気温の最高、最低極を示す。

気 象 図



(2) 社会的環境

ア. 位 置

アマゾン河々口、パラ州の首都、ベレン市より南方直線距離にして115km、ベレン市よりアカラミリ川を遡行すること270kmの地点にトメアスー棧橋から幹線道路40km地点に存在し、零点（南緯2°31′、西経48°22′）とし南方25,800mの奥行きを有します。

イ. トメアスー郡

1959年アカラ郡より独立、面積にして5,558km²（東京都と埼玉県を合わせたよりやや小さい）郡庁はトメアスー棧橋近くに所在しています。

ウ. 人 口

定住者約1万人（1962年6月調べ）内日系人2,400人約460戸（1965年6月30日現在調べ）ピメント収穫期には約1万人の季節労働者（7月～10月）が流れて来ます。

エ. 社会組織機構

トメアスーの社会組織は次の様なものがあります。

(ア) 行政組織

郡長1名（日系）7名の郡会議員をもつて構成されています。トメアスー郡庁（トメアスー棧橋近くに在る）トメアスー警察署（トメアスー棧橋近くに在る）パラ州中央警察署の管轄下にあり郡内各地区に派出所をおき、第2トメアスーにも1名の警官が駐在しています。

裁判所（トメアスー棧橋近くにある）1名の裁判官が常駐し、各種法律問題の処理に当たっております。

登記所（トメアスー棧橋近くにある）公証人1名が常駐し、公正証書（土地売買契約書、委任状等）の作成、サイン登録、出生婚姻手続き等を受けつけております。

(イ) 法定団体

トメアスー産業組合（トメアスー棧橋より13km地点通称クワトロボッカにある）トメアスー在住の農産物生産者より成り立ち現在約300名の組合員を擁し、トメアスー経済の中核となっております。

トメアスー文化協会（トメアスー産業組合前文化会館内に事務局をもつ）1966年6月に発足トメアスー郡内一般居住者（主として日系人）を会員とし居住者相互の融和と、文化的向上を計り、子弟教育の向上健全娯楽の提供を事業目的として活発な活動を行っております。

現在毎月3～4回文化会館で日本映画を上映して喜ばれております。

(ウ) その他の任意団体

第二トメアスー農業協同組合（第二トメアスー移住地内にある）第二トメアスー入植者を組合員として構成、新入植者の受入れの母体としてトメアスー産業組合となり得るまでの入植初期の経済活動を行ない事業団は強力に援護指導を行っており、併せて事業団貸与物件の運営に当つて

おります。トメアスー野球連盟（文化会館内に事務局をもつ）年1回各地区対抗のリーグ戦を開催、スポーツを通じて青壮年の親睦と融和を計っており、その他、俳句会（大河句壇）囲碁、将棋クラブもあります。

（エ）学 校

州立中学校1（トメアスー棧橋近く）州立小学校5（トメアスー、クワトロポツカ、イピチンガブレウ、第二トメアスー）があります。

（オ）保健衛生機関

トメアスー郡立病院（トメアスー棧橋近く）トメアスー産業組合病院（組合本部近く）がありその他連邦マラリア撲滅局トメアスー支所（通称 CEM）ならびに各地区にマラリア予防連絡所がおかれております。数年来この組織的活動を実施して来ているため、マラリアの発生はほとんど無くなつて来ています。又第二トメアスー入植地内は月1回の巡回診療を実施して来ましたが、41年度後半から医師1名が常駐する予定です。また昭和42年に診療所を建設する予定です。

（3）経済流通機構

ア. 交通運輸

トメアスーの玄関口はトメアスー棧橋トメアスー空港で、物資の流通はアカラミリ川を利用した船舶輸送が主体となつております。ベレン〜トメアスー間は、河川運輸はトメアスー産組持船アカラミリ号（90トン）が週1回定期便として往復する外、民船による定期便が週2回、その他民船の不定期船が就航しており、殆んど毎日便船があります。所用時間は13〜16時間でハンモックに寝乍らの旅です。

空路は毎日1回テコテコと呼ばれる小型機（セスナ機3〜5人乗り）が就航しており、所要時間は約40分です。陸路は目下パラ州政府が計画中で、近い将来第二トメアスー移住地幹線通路を經由して、ベレン〜ブラジリア街道に連結されることになつており、これが開通した時はベレン〜サンパウロと直結し、トメアスーが飛躍的に発展することが期待され陸の孤島も一挙に解消されることになります。参考までに主なる地点の距離を示すと次の通りです。

ベレントメアスー棧橋	270km（河川）
ベレントメアスー空港	100km（空路）
トメアスー棧橋〜トメアスー産業組合（クワトロポツカ）	13km
” 〜トメアスー空港	13km
” 〜第二トメアスー移住地入口	38km
” 〜第二トメアスー事業所	43km
トメアスー産組〜第二トメアスー事業所	30km
第二トメアスー移住地入口〜第二トメアスー事業所	5 km
第二トメアスー事業所〜第二トメアスー移住地第二センター収容所	8 km

イ. 生産物

主なる生産物はピメンタであり、1965年トメアスー棧橋を通じ輸出された（国内消費も含む）

ピメントは6,900トンとされています。黒胡椒の価格トン700ドルとした場合、420万ドル（約15億円）の経済規模となります。その他の生産物については統計がないため詳細は不明ですが次のものがあげられます。陸稲、マンジヨカ、とうもろこし、果物（ポンカン、ラランジア、パイナップル、マモン）このうち陸稲米が一部外部へ輸出されている程度でその他はいずれもトメアスー住民の自給程度と推定されています。

ウ. 市 場

消費資材はすべてベレンを経由し、生産物も同様ベレンを経由して流通しています。この流通機構の主力はトメアスー産業組合で組合はベレンならびにサンパウロに支店を設置して消費資材の購入、生産物の直売を行ない組合員の経済面の向上を計っております。

一部日用品、農業資材の販売、生産物の購買を取り扱う商店も除々に進出し主としてトメアスー産業組合周辺クワトロボツカに集中しつつあり、トメアスーにおける経済流通の中心部として市街地形成の様相を示しております。

エ. トメアスー産業組合

通称、「産組」と称され前述の通り、トメアスー経済の中核としての機能を果たしつつあるトメアスー産業組合は次の様な活動を行っております。1965年度における組合員は271名、出資金約432,970,500クルセイロ（約7,200万円）ピメント取扱高約3,500トン、金額にして5,082,939,943クルセイロ（約8億5千万円）の取扱いを示しています。

活動部門として	販 売 部 （生産物販売）
	購 買 部 （日用品、食糧、農業資材取扱）
	農 機 部 （車輛修理工場、ガソリンスタンド経営）
	信用部、鉄工所、農事部、肥料部、病院

があり、ベレン、サンパウロ支店の外ピメント販売代理店を北米市場を対象として、ニューヨークサンフランシスコ、ヨーロッパ市場を対象にロンドン、ロッテルダム、ハンブルグ、パリ、南米市場を対象としてアルゼンチン、シキシコ、ペルー、コロンビア、チリ、ウルグアイと世界各国にピメントを輸出し、最近はソ連にまで輸出しております。この組合は、さきにもふれた通り、生産者組合ですから生産物のない農家は加盟出来ませんが、第二トメアスー移住地入植者の場合は、産組加盟までの暫定期間、第二トメアスー農業協同組合員（任意）として利用可能な体制を整えております。

オ. 第二トメアスー農業協同組合

1962年11月、第1回入植者25家族によつて組織されその後新入植者を迎え、現在組合員数48名（1966年11月現在）活動分野の主たるものは、トメアスー産組に加盟するまでの暫定期間の協同団体として活動、新入植者受入母体として、かつ、農事研究、事業団貸与物件（トラック、トラクター、精米所等）の運営管理を行ない、代表者名義をもつてトメアスー産業組合に加盟し産組未加入入植者に対する必要資材の供給を受けております。

3. 胡椒について

胡椒はブラジル語で Pimenta do Reino と称され、単に Pimenta といいますと胡椒、唐辛子の総称であり、むしろ唐辛子の意が強く間違われ易い傾向がありますが、トマスーにおいては胡椒の主産地であるだけに、慣用語としてピメンタと言えば胡椒を指します。(以下慣用語として単にピメンタと称します) Pimenta do Reino を訳しますと「王国の香辛料」「ピメンタを支配する」と申しましょうか、数ある香辛料のうち古くから最も尊ばれる人間の味覚の一つに数えられたからこそこの名前が付けられたものと思われまふ。ピメンタの歴史はギリシヤにて帝国時代にすでに重要な香辛料として珍重され、中世紀において属国が貢ぎ物として用いたといわれます。

1. 世界におけるピメンタの産地と生産高

アメリカ合衆国農務省調べ
トマスー農事部会報(第4部)より転載

国名	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年
カンボジア	2,000 t	1,600 t	1,300 t	1,400 t	1,400 t
インド	28,400 t	28,300 t	32,500 t	29,000 t	27,000 t
インドネシア	26,000 t	24,000 t	16,000 t	25,000 t	30,000 t
サラワク	7,300 t	8,200 t	11,800 t	11,700 t	13,200 t
アフリカ	1,100 t	1,300 t	1,100 t	1,400 t	1,400 t
ブラジル	3,900 t	5,000 t	4,100 t	6,300 t	6,000 t
計	68,700 t	68,400 t	66,800 t	74,800 t	79,000 t

2. 性 状

ピメンタは胡椒科 (Pipera Ceae) に属する多年性熱帯作物です。茎は蔓状、節を有し、葉は卵形で先端が尖り、表面は光沢があり、濃緑色で長さは10cm位、果実は約5mm前後の漿果で50粒以上の多数の果実が集つて葡萄の様な房状になります。果実は緑色を呈していますが熟すると赤色となり、この果皮を除いたものが白胡椒となり、熟す以前に青実の状態で収穫したものが、黒胡椒となります。繁殖は挿木で行われ種子繁殖は行なわれておりません。通常栽培種は、両性花をつけ、風雨又は霧によつて授粉が行われる模様ですが、まだ授粉機構は不明です。種子繁殖の場合は雌雄異株に分れるといわれ、性状としては今後研究の余地が残されています。

収穫は2年目からあり、1本当り2年生で200g~500g、3年生で2kg、4年生で4kg位の収穫がみられ4年生で成木となります。トマスー地域での現在の栽培方式では、結果最盛期は5年生から10年生で以降は罹病したり収量が低下して来るのが一般的なようです。

ピメンタは極めて多肥栽培に耐え、かなり集約化した栽培が適している作物で栽培法如何によつては1,000本当り8トン(平均1本当り8kg)の収穫をあげた記録もあり、又、樹令20年で立派な成績を上げているものもあります。従つて、栽培法如何によつては1本当りの収量の増大、ならびに栽培経済樹令もかなり延長することも可能ですから極めて興味ある作物です。

3. 用 途

主として調味料に用いられ、その他薬用、最近は香りを利用して化粧品に迄用途が広がつて来

ております。

然し何と言つても、辛さと香りを利用した調味料としての用途が大きく特に食肉加工、魚肉加工には欠くことの出来ないもので、ハム、ソーセージには必ずと言つて良い程用いられています。

第2次大戦前ピメンタは、食肉の需要の伸びと共に生産が増えて来ましたが、戦後において大戦中主産地である東南アジアの胡椒園荒廃のため、価格が暴騰し、現在もその影響があつて他の香辛料に比し割高になつているといわれました。この間、他の香辛料が出廻り、人間の味覚も高度化し単一の香辛料のみでは満足されず、ミックスされたものが要求されて来たことから、食肉需要の伸びに比し、ピメンタ需要の伸びは稍々鈍つていると言われております。

然し食肉の需要は年を追つて伸びつつあり、文明の進むに従つて人類の食糧が穀物より食肉への需要の高まりをみせている状況を考えますとき、ローマ帝国時代から馴染み親しまれたピメンタの風味を人々が忘れる筈がなく、ピメンタの需要は更に伸びて行くものと考えられます。

トメアスーにおいては1964年末、トメアスー産業組合、鐘紡㈱、高砂香料㈱の三者合弁によるピメンタオイル抽出工場が試験操業を開始し、ピメンタから香りの成分としてオイルエッセンシャル、辛味の成分として、オレオレジン抽出し、日本向けの輸出を行つており、新たな用途と市場を開拓し始めつつあります。

4. 市場

ブラジルから産出されるピメンタは年間1万トンと言われ、この大部分がアマゾン河流域から産出されています。このうちでも主産地は日系農家の最も集団しているトメアスーであり、全体の70%近くの生産高を示しています。

ブラジル国内におけるピメンタ消費量は、年間2,000トンと言われ、8,000トン近くが外国に輸出されています。

トメアスーから産出されているピメンタの約70%はトメアスー産業組合が一手販売しており、世界の主な市場にある販売代理店を通じ、直接組合の手で外国へ輸出しております。従つてピメンタは国際商品であり、この決済はドル建てで行なわれております。

農家の手に渡るのはクルセイロであつても実際の商取引きはドル建てでありますからドル価格の変動はあるにしても、ブラジルがたとえインフレであつてもピメンタに関しては国際商品としての強みを持つております。

第二章 入植の第一歩

ベレン港上陸から収容所まで（下船時の心得として）移住者がベレン港に到着し入植地に到着するまでの間、知つておくとともによく注意すべきことは次の通りです。

1. 下船時の注意

(1) 手荷物は船内において開かれ税関吏によつて検査されるので、荷ほどき、個包を容易にし、知つておくとともに内容物、個数等を熟知しておくことが必要です。

(2) 手荷物は直接移住者が携行して下船するので、家族で携行可能範囲の荷物として大型のものは船艙荷物として船会社に積下しを依頼すること、携行荷物が多量で人夫に積下しを依頼すると多額の費用を要求されるので注意しなければなりません。

(3) 入国査証及び検疫時の必要書類はパスポート、種痘証明書、レントゲン写真等であるので自から携帯すること。

(4) 上陸後、宿舎にて食事の準備が出来ない場合があるので、必ず一食分の食事を船側に依頼して作らせ携行の上、下船すること。

(5) 下船よりベレン港到着までの船中にて沖仲仕、荷揚人夫等に盗難のある者が多いため、手荷物の保管には注意すること。

(6) 船艙荷物の受領には3～7日間を要するので、この間当座の炊事道具、食器類、毛布、洗面道具他、必要な身廻品は手荷物として持参すること。

(7) 税関吏は荷物検査時において、在日伯国公館、査証済の荷物携行証明書記載個数をもとに検査するので、旅行中に荷ほどきした手荷物は証明書の個数と合致した数にして梱包しなければなりません。

2. 荷物の検査及び梱包について

(1) 手荷物は上記の通り通常船中にて検査が行われ、移住者が携行して下船出来るが、船艙荷物は本船より解(ハシケ)に積込まれて後、税関倉庫に荷上され税関吏の検査後手渡されるので、受領までに3～7日を要します。

(2) 検査は非常に厳重で全部検査されるので荷開き用及び検査終了後荷造用として検査現場には金槌、釘抜等を携行する必要があります。

(3) 1966.5.9.の法令4,966号によつて移住者の携行荷物は特別の品物を除き免税される事になっていますが、現在まだ法令内容の解釈にあいまいな点があるので、下記(5)の理由により、次の品物は課税されます。

自 転 車	1 台	約 70,000クルゼイロ
発 動 機	"	250,000クルゼイロ
オートバイ	"	150,000クルゼイロ
電 蓄	"	400,000クルゼイロ
テ レ ビ	"	500,000クルゼイロ

(注) 上記金額は税関吏の裁量並に査定仕方によって各船毎に多少の差違があります。

その他カメラ、テープレコーダー2台以上、農耕用以外の器具類や多数の缶詰、布地、化粧水、香水等も密輸入品として課税の対象となります。

従つて多数の缶詰、布地等を携行する場合は、各箱に少量宛分散して荷造りの方がよいでしょう。

(4) 木箱は荷ほどき、荷造りに多大の時間を要する許りでなく輸送途上において盗難の恐れもあるので、特別の品物を除き、ドラム缶に入れて荷造りの上、携行することです。

空箱は現地到着後利用価値が少いがドラム缶は営農生活上利用度が高いからです。

(5) 法令4,966号にも明記してある通り携行品の免税については、在日伯国公館より発行した渡航前6ヵ月以前に購入し使用済であるという証明書を提出しない限り、免税申請の効果は薄いので、課税対象品携行の場合は必ず上記証明書を持参すべきです。(本件については具体的取扱いを伯国側と交渉中です)

(6) 本船より税関倉庫迄の荷物積替中において、沖仲仕等が梱包不備の箱から品物を盗んだりするので、これを防止するのは極めて困難であるので、梱包は特に厳重に行うことです。

特に段ボールに木枠等を付した箱は危険です。

3. トメアスー行船待ち期間について

(1) 日伯移住協定に基づき移住者が、本船、下船後トメアスー港迄の輸送費、宿泊費は伯国側に負担の義務があるのですが、支給申請をしても今迄に支給された例は少く、移住者の負担になる場合が多いです。

(2) 上記費用は家族数、携行荷物数及びベレン滞在日数等によつて異なりますが、5人家族で300~600コントを必要とします。

内訳は下記の通り

荷物運搬用トラック賃	10,000クルゼイロ
宿泊費 5日×5名×6,000	150,000クルゼイロ
ハンモック身廻品購入費	40,000クルゼイロ
ベレント・メアスー船費 5名×5,000	25,000クルゼイロ
ベレント・メアスー荷物運賃 8m ³ ×12,000	96,000クルゼイロ
外人登録費用	20,000クルゼイロ
雑費	20,000クルゼイロ
荷物通関手続料税金等	200,000クルゼイロ
	計 561,000クルゼイロ(邦貨約9万円)

(昭和41年11月30日現在)

(注) 上記の費用はインフレにより毎年20~40%上昇するものと思われはなりません。

(3) 船待ち期間は、毎週木曜日に出航するトメアスー産業組合所有船を利用するので、2~6日間となります。

(4) ベレン市滞在中は外人登録の取得、生活必需品、ハンモック等の購入を行うとともに伯国における風俗習慣、語学等の習得に努める必要があります。

4. ベレン市よりトメアスー港までの船便について

(1) 船は100トン位の小型船でハンモックを利用して寝るので、乗船前に1人当り1枚宛購入して携行する必要があります。

(2) 船はベレン出港が午後6時であり、翌朝トメアスー港に到着するので所要時間は13~16時間を要し、船内で食事の準備が出来ないので、乗船前に1~2食分の食事をホテルで作つていただき携行することが必要です。

(3) 伯人の下層階級の乗船者が非常に多く船内は混雑するので、手荷物の盗難に注意を要します。

(4) 夜間は気温が下り風邪を引き易いので、1家族当り3～4枚の毛布を携行して乗船することです。

5. 伯国における行動、言語上の注意事項

伯国において永住する以上、伯国の法律、風俗、習慣を尊重し、日本人として恥かしからぬ行動を取るため下記事項に留意して下さい。

- (1) 金銭を示すため指で輪を作らないこと。
- (2) 椅子、空箱等に腰掛ける以外は地面にかがまぬこと。
- (3) 他人の前で胸をひろげて授乳せぬこと。
- (4) タオルを腰にさげぬこと。
- (5) 他人の前では自分の子供でもなぐらぬこと。(刑事上の問題となる)
- (6) 市中では地下足袋、ゲートル、登山帽、乗馬ズボン等は使用せぬこと。
- (7) 婦人は、未知の伯人の前で余り笑顔を作らぬこと。
- (8) 未知の伯人の前で余り日本語を話さぬこと。
- (9) 婦人のワンピース服には、必ず下着着用のこと。
- (10) 他人の見える場所又は婦人の前で裸にならぬこと。
- (11) 男子は褌の使用をやめてパンツを使用すること。
- (12) 未知の婦人の前で余り煙草を吸わぬこと。
- (13) 伯人と食事する時は、食器類の触れ合う音スープを吸う音を立てぬ事、又徒らに政治商売上の事を話題にせぬこと。
- (14) 伯国語にて話す場合は直接法令形を使用せぬこと。
- (15) 伯人の前で腹巻に金銭をしまつたり、バンドをはずして取り出さぬこと。
- (16) 借金の請求、個人の都合の悪い事は決して他人の面前で話さず二人だけで話し合うこと。
- (17) 日曜、祭日は伯人の見ている前で余り重労働をしたこと。
- (18) カトリック教の宗教日は尊重し、特にキリスト受難日は休息し静かにしていること。
- (19) 伯人と挨拶する時は深く頭を下げたりしないで、握手をすること。
- (20) 婦人の夜間8時以後の一人歩きは慎しむこと。特に田舎道では嚴禁のこと。
- (21) Sim, Não の使い分けをはつきりすること。
- (22) 子供を背中におはぬこと。
- (23) そ業栽培等に糞尿を決して使用せぬこと。
- (24) 蛇、猫、犬等を伯人の前では食べぬこと。又そういうことを喋らぬこと。
- (25) 一寸した理由で伯人と喧嘩をせぬこと。大部分の伯人は武器(ピストル)又は小刀類を所持しているので思わぬ怪我をすることがある。
- (26) 結婚した女を労働者として単独に使用せぬこと。

6. 入植の方式と生活環境

1. 入植の方式

入植の方式は大別して二つの方法があります。

(ア) 直接収容所に入り自己の営農を開始する。

(イ) 現地到着後、山焼き完了までの間、トメアスーの既成の農家に入り、ピメンタ管理、収穫作業等の実習手伝いをした後、自己の営農を開始する。

以上この二つの方式の何れを採用かは入植時期によっても異なりますが、一般的に申しますと、

(i) 5月～8月現地到着の場合は、(ア)(イ)何れの方式でも可。

(ii) 9月～10月現地到着の場合は、(ア)の方式。

(iii) 11月～4月現地到着の場合は、(イ)の方式となります。

つまり第二トメアスーは原始林ですから山伐り、山焼を完了しないかぎり、自己の耕地内における営農の開始は困難です。従つて、入植適期があり何時でも入植出来るものではありません。山伐は6月中旬から8月末迄に行ない山焼きを10月下旬から11月上旬の間に行います。従つて最も望ましい現地到着の時期は5月～8月でこれより早い場合は雨期中であるため、山仕事は困難であり、又8月以降になりますと、山伐の時期に遅れることとなりますから、現地の事業団ベレン支部に山伐りの代行を依頼しなければならず、この場合ロッテの選定は現地は一切を委任することになります。

但し、山伐り代行を依頼するにしても、7月中旬迄に移住を確定して、その旨事業団本部を通じてベレン支部に通報しておく必要があります。もし7月中旬迄に移住が確定しない場合は翌年の5月頃まで移住を延期するか、あるいは現地到着後トメアスーの既成農家に入り、ピメンタ栽培についての技術を習得し乍ら、実習手伝をして生活費を賄う事が得策です。以上の現地事情があるため、上記(ア)(イ)の二つの入植方式が考えられます。

(i) 5～8月現地到着の場合、(ア)(イ)何れの入植方式でも可と言うことは、ロッテ(耕地)選定の後、山伐り予定地内からピメンタ支柱の採取建築材料の採取、下草刈り山伐り等の作業の開始が出来ます。一方、トメアスーにおいては、7月中旬から10月末日まで、猫の手も借りたい程の多忙なピメンタ収穫作業が始まります。このメンタ収穫作業は、女、子供でも充分従事出来る作業で、賃金も収穫最盛期は生実1kg採取すれば、いくらと言う請負制となり、通常の賃金の1.5倍以上の高賃金になります。1966年の収穫賃金は生実1kgり大体35クルセイロ、1日平均60～100kgの収穫が可能です。

以上の状況から(ア)、(イ)何れかの入植方式を採用するのが得策かと申しますと、現地事情に馴れる意味合いから、(イ)の方式が望ましいと申せます。何故ならば、日本から第二トメアスー到着早々自己のロッテに入つても、ピメンタ支柱、あるいは建築用材の樹種の判定が困難であり原始林を伐採することは、現地の森林に馴れないと極めて危険でかつ重労働です。特に熱帯下の馴れない気候の中で馴れない重労働は、極度に体力を消耗し易く、入植初年度のこれからの作業は余程自信のない限り避けた方が無難と言えます。

従来第二トメアスー入植初年度の山伐り、ピメンタ支柱採取等は、これらの作業に馴れた現地

人に請負わしており、必ずしも入植者皆様の満足が行くものではありませんが、この方が営農の進め方としてスムーズにゆきます。

この様にしてピメンタ植付までの主要な作業を請負いに出した場合は、山焼き迄の間、トメアスーの既成の農家に入つて実習収穫作業の手伝をする事は、現地事情を理解する上にも役立ち既成農家での就働期間は一応労賃による生活費のまかないは可能で、場合によつては余剰も生じますから得策と言える訳です。

(ii) 9～10月現地到着の場合

この場合、山伐り代行が前提となりますが、時期的に山焼きを待つだけで、ピメンタ収穫作業も半ばを終えておりますから、ピメンタの支柱採取建築材料の採取等の作業に取りかかります。

(iii) 11～4月現地到着の場合

適期外入植となり、現地は雨期中でありますから自己のロッテの作業は困難です。従つて居食いの恐れがあり折角の携行資金を食いつぶすこととなりますので、(i)の方式を選ぶこととなります。

以上現地到着時期別にみた二つの入植方式を申し述べましたが、この何れを選ぶかは、入植者の自由であるとしても、現地受入機関としては最も高率的な入植適期5～8月に現地到着される様希望いたします。

2. ロッテの選定

原則として事業団が指定する区域内から移住者自身が現地到着後、ロッテを選定いたします。ロッテ数は入植者数の20%増のロッテ数を準備いたしております。もし同一ロッテを2人以上の方が希望される場合は抽せんによります。但し時期的に移住が遅れ、山伐り代行を行う場合は移住者から一切の委任を受けて、現地事業所が、第二トメアスー農業協同組合理事立合のもとにロッテを選定し、移住者が2名以上の場合現地到着後抽せんしてロッテを決定いたします。

3. 現地受入機関

事業団ベレン支部が移住者を迎え入れ、現場到着後は第二トメアスー事業所が、移住者が定着するに必要な援護業務を行っております。

なお第二トメアスー農業協同組合（任意）が新入植者受入の母体として協力活動を行っております。

4. 生活環境

原始林の中での生活ですから、ある程度の不自由は覚悟し頂く必要があります。

(ア) 受入施設

入植当初自己のロッテ内に住宅を建築する迄の間の仮宿泊所として収容所があります。収容所から入植ロッテ迄の最遠距離は大体6kmを限度として配慮してあります。

(イ) 衛生

従来は月一回ベレン支部囑託医が定期的に巡回診療に当つて参りましたが、近く事業所構内に

診療所を開設、医師1名の常駐を予定しております。

なお移住地内に救急薬品箱を設置しております。トメアスーにはトメアスー産業組合経営の病院、及び郡立病院があります。重患の場合はベレンに送る必要がありますが、トメアスー～ベレン間は毎日セナス機（3～5人乗り）が就航していますから輸送についての心配はありません。ベレン市には、サンタ・カーザ（大学附属病院）や総合病院、移民援護協会実費診療所等が完備しており、かなり高度の医療も可能です。マラリヤ対策としては連邦マラリヤ撲滅局（通称CEM）トメアスー支部があり、これには、トメアスー郡、トメアス産組、事業団が多額の資金の助成をし、全戸のD. D. T. の散布実施、各地区毎にマラリア予防連絡所を設置しているので、マラリ対策は一応万全といえます。

（ウ）教 育

第二トメアスー移住地内には州立小学校（第一センター）が1校あり、第二センターにも小学校を建築中で1967年3月開校を予定しています。

中学校はトメアスー棧橋（郡庁所在地）近くにあり、目下、高校設立を州に請願中であります。ベレン市には教育施設が完備しており、最近はかなりの日系子弟が大学へ就学しております。

（エ）通 信

現地からの手紙は、トメアスー郵便局もありますが、距離的に遠い関係上、第二トメアスー農業協同組合が取扱い、当事業団事業所を経由して、ベレン郵便局を通じ、国際航空郵便で東京に送られます。日本からの郵便はその逆コースで、ベレン郵便局に到着したものを第二トメアスーに送っております。普通日本から発信されたものは、10～14日後には本人の手元に届きます。

（オ）食糧、農業資材、生活用品等の購入先

食糧のうち米は大体移住地内で自給出来ます。入植当初、副食物は週一回トメアスー産組の出張販売を利用することによつてまかなうことができます。但し、生肉、野菜はクワトロボッカ（十字路）まで出向がないと入手困難ですから、入植早々菜園を作り、鶏を飼う等自給態勢を整える必要があります。

農業資材は、第二トメアスー農協を通じトメアスー産組より購入出来ます。

生活用品は日本で日常使っていたものを持つて来れば大体まにあいますが、不足のものは、トメアスー産組の出張販売を利用します。

産組以外には、クワトロボッカに数軒の商店があり、食糧品、日用品を販売しております。

（カ）交 通

入植各自のロッテは必ず、その一辺が道路に面していますから各自のロッテには、トラックの横づけが可能です。事業団からは、現在トラック1台、トラクター1台を第二トメアスー農業協同組合に貸与してあり、物資の運搬の便に供しております。その他移住地内には数台のトラックが入っており、物資の運搬に応じております。

（キ）治 安

第二トメアスー入植地内には、トメアスー警察署の派出所として警官が常駐しており、治安にあたつております。

（ク）移住地内施設と貸与物件及び助成金

第二トメアスー移住地内には、入植者用として、当事業団が次の施設と貸与物件をおき、更に入植初期移住者安定定着までの期間、各種助成金の交付を行っています。

(A) 施設

小学校	2棟 (第1センター1棟, 第2センター1棟)
教員宿舎	2棟 (" 1棟, " 1棟)
警官派出所	1棟 (第1センター)
共同販売所	1棟 (")
収容所	1棟 附属建物3棟 (第2センター)

(B) 貸与物件

トラク	1台	トラクター	1台
けん引車	1台	精米機	1式
製材機	1式		

(C) 助成金

農協助成費	営農指導行政に関する業務
教育助成費	教師謝金並に子弟通学助成金
治安維持費	警官謝金
保健衛生費	マラリア予防対策費, 救急薬品箱設置

第三章 営農のすすめ方

トメアスー地域は、周知の如く過去30年に亘る苦難の歴史を経て、漸くピメンタと云う換金作物によつて経済の安定を得ており、ほとんどの農家が、ピメンタを栽培しているいわゆるピメンタ単作地帯であります。

ピメンタ単作の危険性は前々から考えられ他の有利な作物の開発有畜農業の導入など叫ばれながらも、現時点に於て最も有利なピメンタ栽培に集中しているのが現状であります。

熱帯に於ける適性作物(栽培法の確立だけでなく比較的安定した価格で販売可能な作物)の開発は、トメアスー産組、高砂香料、事業団農場等に於ても努力をすすめて居りますが、一朝一夕にはいかないので各人がそれぞれ常に心掛けて努力する必要があります。

又、ピメンタにしても農業資材の著しい値上りに対し、ピメンタの値段は若干、値上りをみせているにすぎない現状からみて大巾な生産費の低減をはかる必要にせまられております。したがって営農計画を十分に検討し、合理的な経営を行なう必要があります。本地区の今後における営農上の問題点としては、

1. ピメンタと並び得る換金作物を研究開発して単作農業の不安を解消すること。
2. 現在のピメンタ栽培において、競争相手国に打ちかつために生産費の低減をはかること
3. トメアスー産業組合を盛りたてて抜売りを自粛し品質管理をよくし有利な国際市場の獲得につとめること。
4. 家畜の導入、特に牧畜等による有畜農業をはかること。

等の諸対策を講ずる必要があります。

しかしながら上記諸問題の中には資金的、技術的に入植後直ちに解決できないものがありますので、まずピメンタ 2,000 本（適性本数については目下研究中で確定的なことは云えませんが）により、生産基盤の確立をはかつて下さい。

以下ピメンタ 2,000 本による標準営農計画について説明いたします。これは、あくまでも標準営農計画であり、各農家の稼働力ならびに携行資金により、計画の進捗は早くなつたり、遅くなつたりします。

入植時期は伐採のはじまる乾期（7～12月）直前の7月頃とし購入土地面積 25ha、家族員数 5人で、このうち2.5人が稼働力となることを想定して策定したものです。

なお、家の周囲には、果樹（バナナ、パパイヤ、ミカン、パインナップル、アバカテ、ココ椰子、カジユ、レモン、パッションフルーツ等）蔬菜（1～2ha程度）、小家畜（鶏、アヒル、豚）も飼うようにしたいものです。

当地域では、ピメンタ栽培に力をそそぐあまり当然自給すべき果物、蔬菜まで購入している状態です。これでは偏よつた栄養補給しかできません。入植当初は誰れでも多忙をきわめますが、僅かな余暇を利用して必ず果樹を植えるようにしましょう。

入植の適期は、乾期に入る7月頃が、最も好ましく、自分の耕地を選定し、直ちに入植予定地を4.5ha程度、人夫により採材ならびに伐採を行なわせます。伐採作業は危険性があるので馴れたブラジル人労働者に請負せています。

山焼きを行なう10月下旬までは耕地の作業が出来ないので、この期間を利用して、ピメンタ栽培の実際の修得を主目的としてその他現地の食生活、風俗習慣を身につけ人間関係の結合を得るため先駆入植者の農場に収穫を手伝うことをすすめています。

伐採地は充分に乾燥させ10月下旬一斉に山焼きを行ないます。そのあと寄焼きをやり、雨期のおとづれる1月上旬までに家を建てピメンタを2,000本植付けられるようにいたします。

1. 計画の概要

(1) 開墾作付計画

(単位：ヘクタール)

区 分		年 次	1	2	3	4	5
延	開	梨	4.5	6.5	8.5	10.5	13.5
開		梨	4.5	2.0	2.0	2.0	3.0
ピ	メ	ン	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
陸				2.0	2.0	2.0	2.0
マ	ン	ジ		2.0	2/4	2/4	2/4
採		草				2/4	2/4
宅		地	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

- (註) i) 年度のとり方は1～12月とした
 ii) 陸稲は1月播種5月収穫にして、マングョカは陸稲を刈り取る前に植付、以後1ヵ年で収穫することとした。
 iii) ピメンタは毎年1ha当り1,000本植付ける方が实际的で、入植初期にある程度まとめて植付けた方が後年楽であるのでここでは2,000本を一度に植付け、一応これを自家労力でこなし、これが成木となってから第2期計画に入りそれぞれの力量に応じさらに營

農の拡張を行なうよう考慮した。

(2) 農業粗収入

(単位：円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
ピ	メン			198,000	792,000	1,584,000
陸	稲		99,000	99,000	99,000	99,000
マ	ン			118,800	118,800	118,800
	ジ					
	ョ					
	カ					
	計		99,000	415,800	1,009,800	1,801,800

(註) i) ピメンタ粗収入

3年目(2年木)

$1,000\text{本} \times 2\text{ha} \times 0.5\text{kg} \times @198\text{円} = 198,000\text{円}$

4年目(3年木)

$1,000\text{本} \times 2\text{ha} \times 2.0\text{kg} \times @198\text{円} = 792,000\text{円}$

5年目(4年木)

$1,000\text{本} \times 2\text{ha} \times 4.0\text{kg} \times @198\text{円} = 1,584,000\text{円}$

ii) 陸 稲

$2\text{ha} \times 9.00\text{kg} \times @82.5\text{円} = 1,485,000\text{円}$

(600kgは家計仕向, 148,500-49,500=99,000円が販売仕向)

iii) マンジョカ

$2\text{ha} \times 2,400\text{kg} \times @49.5\text{円} \div 2 = 118,800\text{円}$ (収量の半分は加工賃として人夫に支給)

(3) 雑収入(出稼)

(単位：円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
日	数	120	120	60		
金	額	49,560	49,560	24,780		

1日当り @413円

(4) 固定資金

(単位：円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
住	宅 (井戸を含む)	165,000				
小	農 機 具	16,500	16,500	16,500	16,500	33,000
伐	開 費	59,400	26,400	26,400	26,400	39,600
	計	240,900	42,900	42,900	42,900	72,600

(5) 生活費

(単位：円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
現	金 支 出	123,750	198,000	198,000	198,000	297,000

(6) 修理費

(単位：円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
住	宅	(165,000)		8,250	8,250	8,250
小	農 機 具	(165,500)	(16,500)	(16,500)	(16,500)	(33,000)
	計			3,300	6,600	9,900
				11,550	14,850	18,150

(7) 農業経費

(単位:円)

区分	年次	1	2	3	4	5
ビ 陸 マ 家 修	メ ン シ ヨ カ カ 庭 業 圃 理 計	214,500	22,341	78,045	157,740	379,920
	タ 稲 カ 代 代		10,890	10,890	10,890	※ 214,500
			4,125			10,890
			9,900	9,900	9,900	9,900
				11,550	14,850	18,150
	計	214,500	47,256	110,385	193,380	633,360

※ 6年目以後新に1ha, 植付けのための費用初年度に同じ

(注) i) ビメンタの栽培経費

初年度	214,500円
苗代	2ha × @41,250 = 82,500
支柱代	2ha × @66,000 = 132,000
2年度(初年末)	22,341円
肥料代	22,341
尿素	2ha × 80kg × @64.35 = 11,296
溶 磷	2ha × 100kg × @41.25 = 8,250
塩 加	2ha × 50kg × @37.75 = 3,795
3年度(2年末)	78,045円
肥料代	73,095
尿素	2ha × 150kg × @64.55 = 19,305
溶 磷	2ha × 200kg × @41.25 = 16,500
塩 加	2ha × 100kg × @37.95 = 7,590
棉実粕	2ha × 500kg × @29.70 = 29,700
採草地用種子代	4,950
4年度(3年末)	157,740円
肥料代	141,570
尿素	2ha × 200kg × @64.35 = 25,740
溶 磷	2ha × 500kg × @41.25 = 41,250
塩 加	2ha × 200kg × @37.35 = 15,180
棉実粕	2ha × 1,000kg × @29.70 = 59,400
採草地用種子代	2ha × @4,950 = 9,900
農薬費	6,270
ネアンチーナ	2ha × 1kg × @1,980 = 3,960
クビラピッチ	2ha × 1袋 × @1,155 = 2,310
5年度(4年末)	379,920円
肥料代	214,995
尿素	2ha × 250kg × @64.35 = 32,175
溶 磷	2ha × 500kg × @41.25 = 41,250
塩 加	2ha × 300kg × @37.95 = 22,770
棉実粕	2ha × 2,000kg × @29.70 = 118,880
採草地用種子代	2ha × @4,950 = 9,900
農薬費	12,540
ネアンチーナ	2ha × 2kg × @1,980 = 7,920
クビラピッチ	2ha × 2袋 × @1,155 = 4,620
人夫賃(収穫)	153人 × @413 = 63,189
人夫賃(出荷)	192人 × @413 = 79,296

ii) 陸稲栽培経費

種子代	2ha × @ 165円 = 330円
精米費	2ha × @5,280円 = 10,560円

計 10,890円

- iii) マンジョウカ栽培経費
初年度のみ苗代 2ha×@2,062.50=4,125円
- iv) 家庭菜園苗代(そ菜等) 9,900円

(8) 資金繰計画表

(単位:円)

区 分	年 次	1	2	3	4	5
固 定 資 金		240,900	42,900	42,900	42,900	72,600
流 動 資 金		338,250	245,256	308,385	391,380	930,360
農 業 経 費		214,500	47,256	110,385	193,380	633,360
家 計		123,750	198,000	198,000	198,000	297,000
合 計 (A)		579,150	288,156	351,285	434,280	1,002,960
要 調 達 資 金		579,150	238,596	202,725	0	0
前 年 度 繰 越 金		0	49,560	148,560	440,580	1,016,100
合 計 (B)		579,150	288,156	351,285	440,580	1,016,100
期 間 内 余 裕 金 (A)-(B)		0	0	0	6,300	13,140
生 産 販 売 代 金		0	99,000	415,800	1,009,800	1,801,800
雑 収 入		49,560	49,560	24,780	0	0
合 計		49,560	148,560	440,580	1,016,100	1,814,940
土 地 代 償 還						89,700
次 年 度 繰 越 金		49,560	148,560	440,580	1,016,100	1,725,240

- (注) i) 必要調達資金累計(標準携行営農生活資金)は1,020,491円です
 ii) 上記資金調達困難な場合、事業用より現地融資をうけるとしても入植者は最低初年度と2年度の生活費320千円と、営農資金として70千円、計400千円を入植時携行する必要があります。

2. ピメンタ栽培の概要

1. 育 苗

苗木は挿木によります。実生繁殖は行なわれていない。成木(5~7年木が最良)の主蔓、亜主蔓の上部(地上1.5m以上)から苗木を作ります。即ち、収穫後の10月末~11月に上記部分を剪定鋏で5節以上を一本として切り取りあらかじめ用意した苗床になるべく早目に植えます。植え付け方法としてはほぼ45°程度の傾斜にし、間隔は15cm×10cm地下に3節を埋め順次伏込みます。

ha当り苗床面積 10m²

苗床は真土を利用し長さは適当でよいが、巾は1.20m位が管理上よろしい。苗床には陽光が直射しない様、椰子の葉等で日覆いを作ります。

灌水等の管理作業を容易にするためにも地上1.5m位に日覆を作っています。時々灌水し湿気を保たせ根及び芽の発生を促します。

早いものは1ヶ月位で発芽始めとなり普通1ヶ月半で発芽揃となります。苗床期間は2ヶ月あれば良苗が得られます。

良苗の条件	節	5~7節
	太さ	中指大
	長さ	30cm長さより節数が重要。

色 青くて少々木化したもの。
根 根群多く特に直根のあること。
無病

最近にいたり Ponta 苗（主蔓，亜主蔓の先端部分）が最も良い事が実証されていますが，初期育苗が難しい。3～4年後，自己のピメンタ園から苗が取れる様になったら，これを利用すべきでしょう。

ha当り所要本数 1,000本

計算上は2.5m×2.5mによれば1,600本となりますが，実の圃場利用は農道が必要であり通常1ha当り1,000本としております。当地方の慣行としては面積単位は用いず，本数単位を一般に用います。1,000本の苗木を必要とする時は不良苗や，活着しないものもあるので約1,200本（20%の子備苗）を準備する必要があります。

2. 植 付

(1) 圃場の準備

原始林を利用する場合は8月末までは伐採10月末までに山焼きを完了します。山焼き後は寄焼作業を行ない雑木等を整理します。

栽植距離は機械の利用，被覆作物の栽培等により異なりますが，原始林伐開は数年間は巨木や根が横たわっており，機械の導入は無理であり，現在もつとも集約的とされている2.5m×2.5mを用います。2.5m×2.5mに目印の木を建ててある場所に深さ50cm×140cm長さ40cmの穴を掘ります。この作業は労働者の請負いにする人が多く，掘った穴に支柱（3mもの）を立てます。この場合掘上げた土はなるべくそのままにしておき比較的肥沃な表土を中に入れる様にします。

(2) 苗木の定植

苗床で充分育った苗木は一本ずつ根を切らぬ様丁寧に掘りあげ，籠又は弧輪車で圃場に運び西日の直射日光を避けることが必要であり，支柱の東側に植えます。頂芽は支柱に軽くあて，叢着根（気根）を支柱側にして根を傷めぬ様，丁寧に植えます。定植後椰子葉又はカバツコ（木片）で日覆いをします。

(3) 定植時期

乾燥期に十分耐えうるためには降雨との関係もありますが，なるべく早目の12月下旬が少なくとも1月末には完了することが望ましいのです。

(4) 土地条件

土質に対する適応性は強く，酸度は6.0～6.5が適当とされ，粘土地砂質地ともによく生育します。緩傾斜のある排水良好な地形であればどこでもよく生育します。

3. 管 理

(1) 整 枝

主蔓及び亜主蔓2本の3本仕立とします。主蔓は初年度で支柱の高さまで(2.5m)達する様，管理を良く行います。各節より出る気根（吸着根で，之が支柱の表面に吸い付き順次成長して行

く)が風などで割がれない様時々ツンボ又は針金で結び付けてやる必要があります。取量を多く得るためには蔓の各節から結果枝を発生させることが必要です。

主蔓が地上より4~5節の間に結果枝の発生しないことがあります。この場合には葉の基部の内側に軽い傷を作り刺戟を与えると萄茎が発生します。この茎を固定させ、第二節から剪定すると第一節目に結果枝が得られます。整枝作業は初年度及び2年度に終了します。

(2) 施 肥

(イ) 施 肥 料

土壤条件、生育程度、生産量等により夫々異なることは当然ですが、基本的なピメンタの施肥基準はまだ確立されていません。夫々の篤農家的施肥が慣行されています。聞きとり調査により、次のことが推定されます。初年木は元肥をせず、活着後生育状態をみながら尿素を分施していますが1本当り尿素80g 熔磷100g 塩加50g程度(元肥熔磷、塩加)施肥することが望ましく、酸性土壌であるため(PH5~5.5程度が多い)酸性肥料の使用を避けています。熔磷は苦土を含んでいるので、その実効があり、骨粉も遅効性磷酸肥料として利用している農家が多いようです。

成木1本当りの施肥料	尿 素	250 g
	熔 磷	500 g
	塩 加	300 g
	掃実粕	2,000 g

(ロ) 施肥方法

肥料穴として40×30×30cm(深さ)程度の穴を掘り枯葉、緑肥と共に粕及び化学肥料の配合したものを入れ、表土を下の方に入れる様にし覆土します。雨期中の1月および4月の2回、実施します。

(3) 除 草

雨期中の雑草の繁茂は旺盛であり、除草の経費を軽減するためにも、小さいうちに除草することが肝要で、年間6~8回実施します。雨期明けに完全に除草すれば乾期中は除草の必要はありません。

(4) 被 覆

乾燥を防止するために、ピメンタの根元に稲藁、草等を敷きます。現在はこのマルチングは管理作業の内でも重要な作業とされています。マルチング用には豆科の *Puelaria* も用いられているが有機質の供給も考慮して禾本科の *Capin Imperial* が大部分でピメンタ栽培面積と同面積の草地栽培を必要とします。

(5) 薬 劑 散 布

植付苗木に病原菌がなく排水良好な地形に植えられたピメンタは、5~6年間は病害は発生せず薬剤散布の必要はない。但しスス病の発生はある。炭疽病、露菌病に罹つた株は毎年病気が発生します。原始林での栽培では特に幼木中(1~3年木)にはスス病の発生が多く、これは幼木中は生育旺盛なため、カイガラ虫の発生、及びアブラ虫の発生と蟻の共棲によるものです。

炭疽病、露菌病の罹病株には *Capraviti azul* 等のボルドー液を散布します。

根腐病、現在のところトメアスー地区一円に発生していますが、土壌生棲菌、フザリウムによ

る被害のため根治の方法はなく、抜き取り焼却しています。

虫害 サウバ蟻（葉蟻）により切葉され枯死するものがあり、特に幼木に多いのです。防除法としては、ロージャトックス（有機燐剤）ニトロシン等で殺虫します。

4. 収穫調製

雨期の2～4月に開花授精したものは、約6ヶ月後の8月～10月に収穫を迎えます。

普通に栽培されたものは凡そ次の生産量（製品）が得られます。

2年木	1本当り	500g
3年木	"	2,000g
4年木以後	"	4,000g

(1) 摘果

果粒が充実し二粒三粒黄色くなつたものがあれば房ごと摘みとります。成木1本当りの収穫量生実12kg。

(2) 脱粒

小規模のうちは大きな金ダライに半量程入れて労働者が足で踏みねじり、脱粒します。

普通は広経の精米機が脱粒機であり脱粒機にかけることによつて芯と果粒が別れます。

(3) 湯煎又は醗酵

脱粒されたものを80°C～100°Cの熱湯に1分前後浸します。又は容器に入れ12時間位埋積醗酵させます。この作業は乾燥を早めると共に貯蔵性を高め、色沢を良好にするために行うものです。

(4) 乾燥

天日乾燥法と火力乾燥法とがあり、天日乾燥は裸地に藁を敷き、その上に布を敷き、ピメンタを薄く置き、日中再三攪拌します。2～3日で乾上ります。火力乾燥は1日位天日乾燥したものを乾燥機に入れる。6～8時間で乾燥し上ります。

(5) 調製

乾燥されたものを唐箕選し、50kg入り袋を1俵としますが生実が仕上る歩留りは、普通30%です。

白ピメンタの製法 果粒が赤く熟した房を摘みとり袋詰めとし川水に10日間位浸し、その後引上げ外皮及び果肉をとり除き、きれいに水洗いし乾燥するもので、歩留りは生実の25～27%です。

第四章 現地での生活

1. 携行荷物

移住は今迄の生活を環境の異なる外国に移すのですから携行する荷物を考える場合、現地の気象状況（第一章参照）営農のすすめ方（第三章参照）等、ある程度現地事情を理解していただくうえ

(1) 手持資金

- (2) 現在所有している物の状況
- (3) 超過運賃
- (4) ベレン港通関時における関税(第二章参照)

等を総合的に判断して、携行荷物の内容を決める必要があります。

実際問題としては移住各自の生活態度によつて異り一概に規定することは出来ませんが、必要と思われるもの又は持つて来れば便利なものを次の表に掲げますから携行荷物の内容を決めるに当つてこれを参考にして下さい。

◎印は最も必要度の高いもの。

○印は入植後必要とするもの。

	品名	数量	摘要
	ハンドトラクター	1	7~10馬力テラ型索引車付
○	発動機	1	6~10馬力ヤンマーの普及率が高く部品有
○	脱穀機	1	動力又は足踏み
	噴霧器	1	手動、半自動又は全自動
	精米機	1	第二メアスーには事業団貸与物件としてある
	粉摺機	1	同上
	製材機	1	同上
	ベルト	適宜	動力機持参のものは携行のこと
◎	腰鎌	3~5	現地の木材は径30~60cmのものが多く材質は極めて固い
◎	トウミ	1	米の収穫調整ピメンタの選別に必要
◎	日本鎌	10	陸稲収穫用
◎	剪定鋏	1~2	ピメンタ育苗に必要
○	グラインダー	1	
◎	砥石	荒中仕上げ各3	現地で仕上げ砥石は入手困難
◎	ヤスリ	各種	銀目立用は必要
◎	巻尺	1	50mのもの又は間縄
	ポンプ	一式	井戸は通常15~20mで深井戸用を必要
◎	滑車	1	井戸用
○	ビニールパイプ	30m	給水その他、現地では高価
◎	ツルハン	2	
◎	ホーク	2	
◎	スコップ	5	
◎	秤(10kg, 100kg)	各1	台秤が望ましい
	斧, 山刀, 鋏		現地製の方が良い
◎	リヤカー又は荷車	1	予備タイヤ, チューブを持参すること
○	テン	1張	大きい程良い

(1) 農機具類

- (ア) 現在使用中のものを携行すると便利です。
- (イ) 機械器具を携行する場合は整備のうえ部分品、修理工具は必ず携行して下さい。
- (ウ) 現在日本からブラジルに進出している会社としてヤンマー、クボタ、井関があり、これらメーカー品を携行されると、その後の修理、部品の交換等好都合です。

(2) 種苗類

- (ア) 野菜の種子は自給用として持参して下さい。但し現地は熱帯であり、又現地到着後播種ま

でに3～6ヶ月を要することを考慮しておく必要があります種子の選択と保存には注意を要します。

現在日本から、タキイ種苗、大和種苗が種子の輸出を行っておりますから輸出向に包装（缶入り）されたものを持参されることをすすめます。

(4) 肥料農薬は大体现地で入手することが出来ますから携行の必要はありません。

(5) 野菜の種子を選ぶ場合、現地は熱帯である関係上野菜栽培はなかなかむずかしいことを考へて入れ秋蒔き野菜はさげ、夏蒔き野菜を選ぶことが肝要です。又高級野菜より一般的な野菜を選ぶ方が無難です。

参考までに現地で栽培可能と思われる野菜を掲げます。

(7) 葉菜類

からし菜、つけ菜、ちしや、しゆんぎく、よもぎ、しそ、ふだんそう、にら、わけぎ、せり、きやべつ（四季穫葉菜）

(8) 根菜類

だいこん、さといも、やまいも、しょうが

(9) 果菜豆類

きうり、しろり、まくわうり、かぼちや、すいか、へちま、にがうり、はやとうり、ゆうがお、なす、とまと、とうがらし、いんげん豆、ささげ、ふじまめ

(10) 果樹苗ものは1ヶ月間の航海現地における仮植までの期間を考慮した場合持参することはむづかしいと思います。

現地は熱帯ですから温帯果樹の栽培は困難です。日本の果樹で現地において栽培可能なものは、みかん類程度で桃、栗、柿等温帯果樹は望み薄です。

(3) 衣料類

(7) 現地の気候は気象表でも解るとおり、一年を通じ気温の変化の少い所です。気温の変化は一年というよりむしろ一日の変化の方が大きく昼は日本の真夏夜は秋に相当すると云えます。夜明はかなり冷込み布団を必要とします。

一年の気候の変化は雨期（12～5月）乾期（6～11月）によつて分けられますが、雨期と云つても日本の梅雨時の様に一日中雨の降ることは極めて少なく、夕立がある程度に考えてよいでしょう。

(8) 上記の様な気候ですから夏物を充分用し、従来手持のものは、全部携行することをすすめます。

日本着物の新調等は無用であり、ボロ類でも役に立ちますから梱包の隅などに入れて持つて行くことです。

(9) 作業衣類はなるべく多く携行されることが望ましく手甲脚絆も原始林内の作業にも必要です。

(10) 地下足袋は多い程望ましく（現地には無い）ゴム長靴、ゴム草履も必要です。

(11) 蚊はほとんど居りませんが開拓初期の住宅はかなりすき間がありますから夜露を防ぐことにも役立つ幼児のある方は小虫が多いので是非蚊帳を携行して下さい。

(カ) 夜間はかなり冷えますから、セーター類、合物も充分役にたちます。

(キ) 一般の衣服類は現地で購入可能ですが日本に比較して品質も劣り、割高ですから特に綿製品、作業衣はピメンタの収入があるまで3ヶ年分位を用意すると助かります。

	品 名	数 量	備 考
◎	ふ と ん 類		現在使用中のものは全部持参すること
◎	毛 布 類	1人1枚	
◎	蚊 帳		目の細いものが良い
◎	作 業 衣 類	1人数着	長袖、長ズボン
◎	地 下 足 袋	1人数足	
◎	ゴ ム 半 長 靴	1人2足	
○	雨 具 類		手持のものを携行
◎	子 供 用 ズ ッ ク 靴	1人2足	
◎	綿 製 品 下 着	1人数枚	
◎	女 子 作 業 ス ラ ッ ク ス		
◎	長 袖 シ ャ ツ		
◎	半 袖 シ ャ ツ		
◎	セ ー タ ー 類		手持のものを携行
◎	ゴ ム 草 履		
◎	シ ー ツ 類		
	布 地 類		作業衣用、下着を持参すると便利

(4) 日 用 品

(ア) 食器類はホーロー引製、合成樹脂製の方がこわれが少なく便利です。

(イ) 入植当初の炊事は薪を利用しています。現地にはかなり便利なかまどがあり薪は極めて豊富です。鍋釜を携行する場合、薪を利用することを考えて現在使用中のものを携行されると良いと思います。

(ウ) 石油コンロ、プロパンガスコンロ等もあれば便利です。プロパンガスを利用する場合、ガスボンベは現地で購入しなければなりません。価格はボンベ1本が65,000クルセイロ(約11,000円)位です。

(エ) ラジオを携行する場合、電気がありませんから、トランジスターラジオ(短波受信可能なもの)にすべきです。なお、娯楽の少い所ですから子供のため、トランジスターレコードプレイヤー等も手持があれば携行されると良いでしょう。

(オ) ブラジル語辞典(和葡、葡和)文学書、その他国語辞典等また子供の参考書等は是非持参して下さい。

現地では日本の書籍の輸入はされておりますが注文して手に入るまで3~4ヶ月を要し価格も二倍以上となります。

(5) 家 具 類

(ア) 家具類はかさばるから超過運賃、輸送中のいたみを考えると携行すること自体無理な点がありますが、組立式の簡易なもので手持ちがあれば、現地で便利と思われる家具は次のようなものです。

	品名	数量	摘要	
◎	飯釜類	一式	釜散用の鉄輪を忘れないこと ナイフ、フォーク、スプーン、茶碗類 手持のもの蒸器、フライパン、中華鍋 大、中、小各2ヶ位 多い程良い	
◎	食器類	一式		
◎	鍋類	一式		
◎	ペケツ類			
◎	ゴザ類			
◎	飯ごう	2		
◎	水筒	2		
	鉄七輪	1		
	石油コンロ	1		
○	風呂釜類	1		
	樽類	2~3	ドラム缶を代用しても良い	
	金あみ、ざる類	2~3		
	調味料入	一式		
	散髪道具	一式		
◎	洗面道具	一式		
◎	自転車			予備タイヤ、チューブ、空気入も併せて携行するとよい 課税の対象となるが非常に便利
	オートバイ			
	ミン			
	子供用学用品			
	玩具			
○	娯楽用品			
	書籍		辞書、参考書	
◎	懐中電灯		プレーヤーがあれば便利	
	トランジスタラジオ			

折たたみ式椅子、寝台、机、棚、食器ダンス。

(6) 食糧品

(ア) 入植当初1~2週間分位の食糧を携行すると便利です。

(イ) 出来得る限り船内の費用を節約して缶詰類や保存可能な食糧を買って入植されると、非常に助かります。

(ウ) 現地は古くから拓けた第一メアスー移住地に近いので、かなり日本的な食糧もあり、味噌、醤油等は現地製のものもあり、さして不自由はしませんが矢張り現地の事情に馴れるまである程度次のようなものは持つて行かれると良いと思います。

醤油（現地製もあるが、味は日本製に及ばない）煮干し干魚、缶詰類（肉魚類）のり、こんぶ、茶、その他乾燥食品等、（米、味噌類は現地ですぐ購入可能です）

(7) 医薬品類

(ア) 薬品類は欧州、アメリカ系の現地会社製のものが入手出来るから心配ありませんが、入植当初は、現地の薬の名前が解らず処方の方方も解らないため、初めは安心して使えない不便もあるのである程度の薬は携行した方が良いでしょう。

(イ) なお開拓初期は過労に陥り勝ちであり、怪我も有り得ることですから救急品箱は是非用意して行つて下さい。

	品名	数量	摘要
	栄養剤		ビタミン剤その他栄養剤
◎	養肝薬		環境の変化で入植当初は風邪を引き易い
◎	風邪薬		
◎	熱さまし		飲水、食物の変化で下痢、消化不良、便秘をおこし易いから必ず携行する
◎	胃腸薬		
◎	皮膚病薬		虫さされ、かゆみ止薬
◎	脱脂綿		
◎	ほうたせい		
	ばんそうこう		
	チリ紙		
	衛生バンド		
◎	体温計	1	
◎	洗腸器	1	
◎	注射器	3種類	5cc 10cc 20cc
◎	氷嚢	1	
◎	ピンセット	3	
◎	鉄鉗	1	
◎	メス	1	

(8) 仮住宅資材類

(ア) 入植当初耕地面内に仮住宅を建築するについてとりあえず必要とする資材は必ず携行すべきです。

(イ) 大工道具一式は必ず取揃えておく必要があります。現地の木材は材質の極めて固いものがあり、ノコ、カンナ、ノミ等を揃えて下さい。

(ウ) 屋根材としてトタン等は資金に余裕があれば携行すると便利です。

(エ) とりあえず仮小屋又は労働者小屋等にシートは極めて便利ですから携行して下さい。

(オ) 窓入口の戸等から屋内に入り込む蚊や虫よけに防虫網は是非携行して下さい。

	品名	数量	摘要
◎	大工道具一式	1	カンナ、ノコギリ、ノミ、キリ、指金、墨つぼ
○	ブリキ釘	20kg	現地にても購入可
◎	カスガイト	60本	現地製もあるが注文の要あり
	シート	2枚	携行する場合はハンダ付用具も用意すること
	タシ	40~60m ²	
○	針金	5kg	蚊、虫等の屋内侵入防除用、現地製もあるが高価である
◎	防虫網	20~30m ²	

(9) 荷造り

荷物は船舶荷物と船室手荷物とに分けて荷造りしなければなりません。

(ア) 船艙荷物

船舶荷物は数度の積み替が行なわれベレン港における通関に際し荷物の内容検が行なわれずから荷くずれしない様に又検査後荷造りが容易である様に配慮する必要があります。又梱包に際しては麻縄ロープを使用して下さい。

又荷物抜取り防止の面からボール箱やすき間のある箱等はさけるべきです。

(イ) 航空手荷物

手荷物は船中並びに現地到着後、船舶荷物を受取るまでの間、7～10日間に必要な身廻品、日用品、毛布、炊事道具、税関検査用のベンチ、釘、金ずち、荷造りひも、作業衣等当座必要なものを携行する必要があります。

2. 生活の心構え

現地の生活は日本のように、歴史も古く文明の發達した社会生活と異り、原始林を切り開いていく、いわば原始的な生活に立ち戻り、新たな創造の生活に入る訳ですから創造の意欲と共に重労働に耐え得る体力と苦難に打ち克つ耐力が強く要求されます。

現地は何と云つても開拓の第一線ですから、生活は自給自足を原則とすべきです。

限られた資金と携行荷物の中から新たな生活を生み出して行くことは容易な業ではありませんが、あせらず自分のもてる範囲内の能力をもつて自らのペースで生活を始めることが肝要です。トマスーはピメンタ単作地帯であり、ともすれば、ピメンタしか栽培しない傾向が多分に見受けられますが、やつぱり農業を営む以上食生活に必要なものは自給することが極めて大切です。

自給部門が増えれば、それだけ現金支出を押え生活にゆとりを生じうるばあいを見出すことができます。自給部門として陸稲、とうもろこし、マンジョカ、野菜、果樹類の栽培、養鶏、養豚が考えられます。

又急激な経営規模の拡大は絶対さけるべきで経営を急激に拡大すると、自給部門がそれだけおろそかになり結果的には破綻をきたすこととなりますから、自己の能力に適合した経営を考え、自家労働を主体とした営農を着実に行うべきです。

入植当初はかなり重労働を行うこととなり体力を消耗しますから食生活はなるべく日本食を避け現地食になれる様努力し、動物蛋白の摂取を心掛ける必要があります。このためには養鶏、養豚の自給部門が必要になつて参ります。

又現地は言語風俗、習慣が異なりますが一日も早く言葉を覚え現地事情をマスターすることが肝要です。

入植当初、さらにまた、経営が拡大するにつれ農繁期には現地労働者の雇用も必要となつてきますが、言葉がわからないため労働者を使いこなせず紛争をおこしたり営農がおくれる場合がありますから言葉を覚えることにはふだんから努力すべきです。

心構としては、定着する意欲と共に日本の生活をたち切つて現地の生活を中心として考えるならば、不自由な面もさして不自由と感ぜず、気持のゆとりも生ずるでありましょう。

(付 1)

物 価 表

(昭和41年11月30日現在)

(但し昭和42年2月8日から為替相場改訂によつて換算レート)
(は NCrs\$ 2.70 (クルセイロノポ)=U. S. \$ 1.00=360円)

この表に掲げた物価は主としてトメアスー産業組合の組合員に対する販売価格でありますので市価は概ね20~30%高となっております。

※印は組合の取扱品目外のもので市価を表します。以下の換算レートは Cr\$2,200=U. S. 1.00=360円です。

品 名	単 位	Cr \$	円	品 名	単 位	Cr \$	円
(食 糧 品)				ラ ム 酒	1 本	2,500	413
米	(上) 1 kg	800	132	ジ ン	1 本	3,000	495
〃	(並) 1 kg	600	99	コ ー ヒ ー	1 kg	500	83
砂糖	(並) 1 kg	430	71	(衣 料 品)			
塩	(上) 1 kg	550	91	作 業 ズ ボ ン	1	5,000 ~8,000	825~1,320
小麦粉	1 kg	645	106	作 業 シ ャ ツ	1	3,000 ~6,000	495~990
食用油	1 l	2,100	347	(燃 料 類)			
粉乳	1 缶 400 g	2,000	330	ガ ソ リ ン	1 l	242	40
馬鈴薯	1 kg	850	410	石 油	1 l	210	35
玉ねぎ	1 kg	800	132	怪 油	1 l	191	32
乾肉	1 kg	2,800	462	(肥 料)			
※ 卵	1 ケ	100	17	尿 素	1 kg	390	64
※牛 肉(並)	1 kg	2,500	413	石 灰 窒 素	1 kg	280	46
※豚 肉(並)	1 kg	2,500	413	熔 成 燐 肥	1 kg	250	41
※成 鶏	1 羽	5,000	825	重 過 燐 酸 石 灰	1 kg	360	59
ピラルクー(干魚)	1 kg	2,150	355	塩 化 加 里	1 kg	230	38
(日 用 品)				複 合 肥 料	1 kg	308	51
化粧石けん	1 ケ	250	41	綿 実 粕	1 kg	180	30
洗濯石けん	1 ケ	565	93	(農 具)			
粉石けん	1 箱 600 g	1,400	231	テルサード(山刀)	1	3,500	578
練歯みがき	115 g	720	119	マッシュャード(斧)	1	5,000	825
歯ぶらし	1 本	600	99	エンシャード(鋤)	1	5,000	825
安全かみそり	5 枚入	715	118	エンシャード(小鋤)	1	5,000	825
石油ランプ	1	3,000	495	ス コ ッ プ	1	3,500	578
アラジン石油ランプ	1	18,000	2,970	播 種 機	1	9,540	1,574
ガスボンベ	1	60,000	9,990	鎌	1	2,750	454
ガスレンジ	4 穴付 天火付	250,000	41,250	二 人 引 鋸	1	14,000	2,310
電池	1	360	59	鋸	1	14,000	2,310
マッ	1 箱 10ヶ入	325	54	台 秤(100kg)	1	130,000	21,450
(嗜 好 品)				剪 定 鋏	1	9,700	1,601
タバコ(フィルター付)	1 ケ	600	99				
タバコ(並)	1 ケ	400	66				
ビール	1 本	650	107				
ビール	1 本	500	83				

品名	単位	Cr \$	円	品名	単位	Cr \$	円
(農 機 械) トラクター50HP	1	12,000,000	1,980,000	トウミ (人力)	1	180,000	29,700
発動機 ヤンマー NT 7.5F	1	1,350,000	222,750	(農 薬) (ウスブルン) ネア ンチーナ	1 kg	19,500	3,218
" NT.8.5F	1	1,530,000	252,450	(ホリドール粉剤) クブラビットアズ ール	1 kg	7,150	1,180
" NT.9.5F	1	1,810,000	298,650	(ホリドール) ロシ ヤートツタス	1 l	3,400	561
ハンドトラクター (クボタ)	1	4,800,000	792,000				

(付2) 戸籍, 国籍, 及び旅券などについて

1. ブラジルから生れた日本人の子の国籍はどうか。

- i ブラジルは出生による国籍の取得について出生地主義(自国人の子であることを問わず、自国内で生れたという理由で国籍を与える主義)を採用していますから、日本人の子がブラジルで生れると当然に(強制的に)ブラジルの国籍をとり、つまり、ブラジル人になります。そして、ブラジルの役場へ出生届をすると、その子はブラジル人として登録されます。

この届出は義務ですから、届出が遅れないようにしなければなりません。また、届出をしておかないと、ブラジルの役場は出生証明書を発給しませんので、その子がブラジル人であることを証明することができないということになります。

- ii ブラジルが出生地主義であるのに対し、日本は血統主義(自国人の子に国籍を与える主義)を採用していますから、日本人の子がブラジルで生れると出生の当時一旦はすべて日伯二重国籍者となるわけですが、二重国籍者は国の立場からみて、好ましいものではないので、なるべくそれを防止しようとする意味合から、ブラジルその他出生地主義をとっている国(米州諸国はほとんどすべてこの主義をとっています。)で生れた子供については、親がその子の出生後14日以内に日本国籍を留保する旨の意思表示を添えて日本側へ出生の届出をした場合に限り、引き続き日本国籍を有することができるとしています。したがって、この出生届は日本国籍を希望しない場合はもちろん届出を要しませんが、これを希望している場合でも、出生後日以内に届出をしないと、その子は出生の時にさかのぼって日本国籍を喪失することになります。

しかし、この出生届の届出期間は天災地変等で交通が杜絶したとか、あるいは僻遠の地で期間内に届出をすることが不能であるような場合に限り、やむを得ないものとして届出が可能な状態になつてから、14日以内に届出する救済措置が認められていますが、法律を知らなかつたというような事由ではこの届出はもちろん受理することができません。

2. 出生届はどこでどんなにするか。

- i ブラジルの役所へ届出する場合は最寄りの市郡役所の戸籍係の窓口に出頭し、所定の用紙に記入の上、届出しなければなりません。その場合、医師又は助産婦などの出生証明書が必要です。

- ii 日本の領事館(以下単に領事館という。)に届け出る場合は特に次の点に留意して下さい。

(1) 領事館備付の出生届用紙2通に所要の記入をなし、出生の日から14日以内に提出すること(遠方の者は郵送してもよい。ただし、書留郵便とすること。郵送上の都合により届出が遅延した場合は届出を受理します。)

(2) 「日本国籍を留保する」旨の意思表示は届書(士)欄に記載すること。

(3) 届出人は嫡出子の場合は父ですが、父が出張その他の差し支えのため届け出ることができないときは母、非嫡出子の場合は母が届出人となること。父母以外の者は届出人となることはできません。

- (4) 医師、助産婦又はブラジル役場発給の出生証明書を添付すること。同証明書入手のため届書のみさきに提出し、証明書は入手次第追送してもよい。
- (5) 子供の名はかならず当用漢字、人名用漢字、片仮名及び平仮名の範囲内で記載すること。
- (6) 特別の事情があつて届出が遅れた場合には、別紙に遅延事由をできる限り詳細かつ具体的に記載し、添付すること。
3. 日本は日伯二重国籍者をどのように取り扱っているか。
- i ブラジルで生れた日本人の子について所定期間内に領事館に出生及び国籍留保の届出をしたり（前記1のii参照）、日本人女がポルトガル人、イタリア人、フランス人又は中国人男と婚姻すると（夫の国籍を当然に取得するが、婚姻などの身分行為によつては日本国籍を喪失しないから）、いずれも二重国籍者となります。日本はかかる二重国籍者を一般日本人とほとんど区別することなく、日本人として取り扱っております。したがつて、これら二重国籍者は日本に対し国内居住権や参政権や公務員となる資格など日本人でなければもつことのできない権利を有するとともに、諸種の義務をも負っているわけです。
- ii また、二重国籍者は日本の法律では二重国籍を保持しようと思えば、そのまま保持することができるし、また、日本国籍を離脱（放棄）しようと思えば、領事館を経由して法務大臣に国籍離脱届をすれば、法務大臣はこれを官報に告示し、日本国籍を離脱することができます。この届出をする場合には、領事館備付の届用紙2通に本人（本人が15歳未満のときは、父母双方が届出人です。）が、所要事項を記載、署名押印の上、最近発給の戸籍謄本及びブラジル役場発給の出生証明書各1部添付して届け出ることが必要です。日本国籍を離脱した者の戸籍は法務省がその者の本籍地市区町村長に通知して、除籍します（本3、及び次の4については後記11をあわせ参照すること）。
4. ブラジルは日伯二重国籍者をどのように取扱っているか。
- i 各国とも自国の国籍を有する二重国籍者に対してはそれぞれ自国民として取り扱っており、ブラジルもまた同様に自国民として取り扱っているものと考えます。しかし、ブラジルがかかる二重国籍者を一般ブラジル人と全く同じように取り扱っているかどうか、もし若干その取り扱い方が異なるとすれば、どの法律でどのような異なった取扱方（権利の制限）をしているかどうか目下のところ、明らかではありません。
- ii 要するに、二重国籍者は1人の者が二つの国の国民としてそれぞれの国の法律の定めるところにより諸種の権利のみならず義務をもあわせ有するわけですから、有利な点もあるでしょうが、その半面若干不利益な制限やわずらわしいことなどがあつても、それは已むを得ないことです。
- iii ブラジルには日本のように二重国籍者が自分の自由な意思でブラジル国籍を離脱（放棄）するという制度がないようです。しかし、ブラジル人（二重国籍者を含む。）は自己の志望によって外国（第三国）の国籍を取得したり、大統領の許可なく、外国政府から職務や年金を受けたりすると、ブラジル国籍を喪失しますから注意を要します。
5. 日系ブラジル人及び日本人の妻たるブラジル人が帰化により日本国籍を取得するにはどうし

たらよいか。

- i 帰化とは、外国人で日本人になりたいと希望する者に対し法務大臣が一定の要件を具備している者に限って、日本国籍を付与することをいいますが、領事館に所定の届出期間内に出生及び国籍留保の届出をしなかったため、日本国籍を失った者やブラジルに帰化したため、日本国籍を失った者、あるいは父母の中、そのいずれかが日本人であるブラジル人はブラジルに居住している限り、日本に帰化をすることはできませんが、訪日後、日本に住所（生活の本拠）を定めたときは、住所地の法務局又は地方法務局を経由して法務大臣に帰化の申請をすることができます。
 - ii 日本人（二重国籍者を含む）の妻であるブラジル人はブラジルに居住している場合でも領事館を経由して、法務大臣に帰化の申請をすることができます。
 - iii 上記 i 及び ii のいずれの帰化申請についても、素行が善良であることの条件（通常人であればよい。家族も一応考慮の対象となる。）が最も重視されるようですが、一般外国人の帰化と比べ、かなり条件も手続も簡易であり、特に悪い点がない限り、帰化はまず許可されるものと思ってよいでしょう。しかし、帰化が許可されたときは、当然にブラジル国籍を喪失します。
 - iv 一般ブラジル人が日本に帰化の申請をするには、引き続き5年以上日本に住所を有すること及び20歳以上でブラジルの法律により能力を有することなどの要件を備えていることが必要です。
6. ブラジルで生れた日本人の子供に日本国籍をもたせておきたいが、どうすればよいか。
出生後14日以内に領事館に日本国籍を留保する旨の意思表示を添えて出生届をすればよい。
（詳細は前記1のii及び2のiiを参照すること）
7. 領事館に出生届、死亡届及び婚姻届などをしたら、その結果はどうなるか。
領事館で届出が受理されると届出の効力が発生する。たとえば、日本人の子の出生届を受理すると、その子は引き続き日本国籍を保有し、また、日本人間の婚姻届（ブラジルの法律で婚姻がまだ行なわれていない場合）を受理すると法律上の夫婦となります。
これらの届出は領事館より本省を通じて各事件本人の本籍地の市区町村役場へ送られ本人の戸籍に記入されます。
8. ブラジルで結婚したら、婚姻届を領事館に出さねばならないか。

i ブラジルの役場で婚姻した場合

ブラジルの法律（役場）で婚姻した場合、その婚姻は当事者双方が日本人であると、その一方がブラジル人であると問わず、日本もこれを有効と認めています。したがって、この婚姻は日本の戸籍に記載する必要があるため、婚姻した日から1月以内に領事館へ同役場発給の婚姻証書の謄本を提出しなければなりません。（婚姻届書に所要事項を記載し、あわせ提出すること）

ii 領事館で婚姻する場合

日本人間で婚姻する場合（婚姻届書及び双方の戸籍謄本を提出すること）は領事館に届け出るだけで日本法上有効に成立します。ブラジルもこれを有効と認めているので、さらにブ

ラジル役場で婚姻を行う必要はありません。当事者の1人がブラジル人の場合は領事館は現地の法律で行なわれていない婚姻については、届出を受理する権限がないので、ブラジル役場で婚姻を行なった上で領事館に婚姻証書の謄本を提出するか、又は日本の当該市区町村役場に直接届出をしなければなりません。しかし、後の場合はブラジル人についてブラジル当該官公署発給の未婚であってかつ婚姻の能力を有することの証明書を添付することが必要です。

iii 上に述べた法律上の婚姻をしていない者は法律でいう夫婦とはいえませんから、夫婦のいずれか一方が死亡しても、他方はその遺産を相続する権利がなく、子供が生れると非嫡出となり、父がその子を認知しないと法律上父子関係がないということになります。したがってこの場合父が死亡すると、その子は父の遺産を相続することができず、また、夫婦のいずれか一方が死亡した後は法律上の婚姻をしようとしても、全く救済方法がないなど夫婦としても親子としても極めて不利な立場におかれることとなりますから、そのようなことにならないよう特に注意しておきます。

9. ブラジルで離婚ができるか。

i ブラジルには御承知のとおり離婚の制度がありません。したがって、ブラジルの裁判所は別居の判決はもめますが婚姻の判決はしません。そのためブラジルは自国人（二重国籍者を含む。）については、たとえ、外国の法律で離婚しても、それを離婚とは認めません。しかし外国人については、夫婦の人がブラジル人であっても、当該外国の法律で有効な離婚をした場合は、ブラジルも原則としてそれを離婚と認めているようですが、この離婚者（外国人）の再婚はブラジルでは行なうことができないとしています。

また、ブラジルは公の秩序、善良の風俗に反する行為は無効としており、そのためブラジルの最高裁判所は主としてその意味において外国の法律で行なわれた離婚がブラジル法上有効と認められるかどうかに関する確認訴訟を受理していると聞いています。

ii そこで領事館が日本人間の協議離婚届を受理した場合、ブラジル（同裁判所）がそれを有効と認めるかどうかという問題があります。ブラジルがもしもその離婚を有効と認めない場合には、再婚すると重婚となるが、重婚はブラジルでは無効であり、また罰則規定もあるようです。

iii 協議離婚届は当事者の本籍地の市区町村役場でも受理しますが、この場合の離婚については、同裁判所がそれを有効と認めた事例があるようです。それで領事館としては直接市区町村役場へ届け出るほうが無難かと考えおる次第です。いずれにしても、ブラジルに永住される方の場合はその離婚がブラジル法上有効と認められるかどうかはその後の再婚、遺産相続などにも関係があり、重要と考えますので、もしできるならば、同裁判所に所要の手续を取り、その点を明確しておくのが望ましいと考えます。

10. ブラジルに帰化したいが、その手続はどこでどんなことをすればよいか。

ブラジルに帰化することは日本人でなくなり、ブラジル人になるところですから、ブラジルも一定の条件を充たす者でないと帰化を認めず、また、一定の手続きが必要です。

i 帰化の条件

イ 帰化申請まで5年間引続き伯国内に居住していること。ただし、ブラジル人たる配偶者または子を有するときは2年に短縮されます。

ロ ポルトガル語を読み、かつ書き得ること。

ハ 生計に十分なる職業に従事し、または財産を有すること。

ニ 1年以上の刑に処せられたことがないこと。

ホ 満21歳以上であること。

ii 手 続

下記書類を添付した帰化請願書を大統領に提出します。

a 鑑識手帳

b 伯国居住年数の警察証明書

c 警察発給の無犯罪証明書

d 職業手帳

e 健康証明書

請願書の提出窓口は居住地の市郡役場となっており、これより州政府の公安局に移送され、次に連邦法務省に送付される。最終的には大統領が帰化許可を裁可し、この旨の法令が発布される。

帰化許可の法令が発布されると、許可書が請願者居住地の裁判所へ送付され、請付され請願者は同所にて許可書を受領する。その際、裁判所の判事がポルトガル語の読み書き能力を確かめるための憲法の1章を読ましめる。一方請願者は旧国籍の放棄を宣言し、かつ伯国人として義務を果すことを宣誓しなければならない。

iii ブラジルに帰化した者は裁判所から帰化証明書の交付を受けた日（上記iiの宣誓をした日）に自動的に日本国籍を喪失します。そのため、帰化した者の配偶者又は4親等内の親族で日本国籍を有する者はその事実を知った日から1月以内に領事館に国籍喪失届（ブラジル証人の作成した帰化証明書の謄本を添付すること）を提出しなければなりません。（本人が同届を提出しても受理します。）領事館はこの届書類をその者の本籍地の市町村役場に送付し、同役場はこの届にもとづきその者の戸籍に届出事項を記載して除籍します。

11. 日伯二重国籍者の日本への渡航は、どのような手続で行なうこととなるのか。

i 日伯二重国籍者は、日本の国からみれば日本人、ブラジル側からみればブラジル人ということとなりますからそれぞれの国の出入国に当つては、それぞれの国の内国民と同様な手続になるということになります。即ち、ブラジルを出国し、またはブラジルへ帰国するときには、ブラジル人としてブラジル旅券の所持が必要でしゅうし、日本へ入つたり出国したりするときは日本人としては日本旅券が必要になります。（日本旅券を所持していれば、日本人ですから日本へ入るのに入国査証は必要としません。）

ii しかし、一人が二の異なる国の旅券を所持し、その使い分けをするという状態は好ましいものとは言えませんし、ブラジルでは、日伯二重国籍者が日本旅券を取得したことを理由にブラジルへ帰国した際に帰国港で容易に帰国の許可を与えられなかつたということも聞いております。（日本を出国する場合日伯双方の旅券を所持する二重国籍者が、両方の旅券

に日本官憲の出国証印の押捺方を希望すれば、日本の入国審査官は両方の族券に出国証印を押捺する等の便宜を図っております。)

- iii 日伯二重国籍者が、日本ブラジル以外の第三国へ渡航する場合、日伯のそれぞれの出入国に当つては、日本またはブラジルの族券によるべきことは上述のとおりですが、第三国では、日伯いずれの族券を使用しても差し支えありません。ただし、渡航先の国によつては、居住国の方の族券あるいは最近に発給を受けた方の族券を要求される場合もあります。
- iv いずれにせよ、二重国籍者は日本では日本人、ブラジルではブラジル人という風に内国民として取扱われるため、それぞれの国の入国に当つては査証を必要とせず、また滞在期間の制限や外国人登録の問題がないので、本人にとつては非常に都合の良い面もありますが、他方、国の立場からみれば余り好ましいものではなく、特に海外渡航の場合には日伯2枚の族券の使い分けの問題から、ブラジルにおいては場合により不測のトラブル（ブラジル国籍の保持に影響する可能性のあること）を生じたり、また第3国においては外交保護権行使の問題もありますので、この点は各人の責任と判断において慎重に考慮されることが必要です。

12. 日本に旅行する場合日本政府又はブラジル政府の許可があるか。

- i 日本人として、つまり、日本の旅券で旅行する場合は
 - (a) 出国する前に Delegacia Regional de Imposto sobre Renda で納税証明書を取得し、同証明書を公安局外人登録課へ提出して旅券に出国許可の検印を得る必要があります。日本への入国については、日本政府の許可は何も必要としません。
 - (b) 日本からブラジルへまた戻る場合は日本にあるブラジル領事館に永住許可を証明する外国人登録証を提示すれば、特別の事情がない限り、再入国の査証を付与してくれます。
- ii ブラジルに帰化し、つまり、ブラジルの旅券で旅行する場合は日本へ入国するために、日本の領事館で査証を取り付けねばなりません。

日本の査証の種類は通過（15日）、観光（60日）、商用（180日又は3年）、特定査証（3年以内）などに分れており、訪日の目的により夫々の査証を付与されることとなります。

13. ブラジルに帰化したり、子供にブラジルの国籍をとらせると日本に旅行或いに帰国の際何か都合の悪いことがあるか。

ブラジルに帰化すると、ブラジル人すなわち日本から見れば、外国人になつたわけですから、原則として日本の外国入国及び滞在のための諸法令にしたがわねばなりません。また、旅券も日本旅券ではなく、ブラジル旅券が必要となります。

日本に旅行する際留意すべき点は次のとおりです。

- i ブラジルの旅券で日本へ旅行する場合（すなわち、ブラジル人として旅行する場合）には、日本領事館で日本入国の査証を取り付けなければなりません。ただし、日本人に対する査証の発給は、一般外国人よりも便宜を与えられている場合もあります。
- ii 日本に60日以上滞在する場合は、入国の日から60日以内に居住地の市区町村長に対し次の書類を提出し、外国人登録証明書の交付を受けなければなりません。
 - a 外国人登録申請書1通
 - b ブラジルの旅券

c 写真（5センチメートル正方形又は名刺形）3葉

iii 日本滞在中も外国人として滞在するのですから、日本人と同じように公職についたり、選挙権を行使したりすることはできません。

14. 日本旅券を紛失したら、どうすればよいか。

旅券は、旅行者や在留者が日本人であることを証明する大切な書類ですから、これを紛失し、又は焼失した場合には、速かに領事館にその旨を届け出ねばなりません。

i 届出は下記事項を記載した文書により行ないます。盗難の場合は警察官憲への盗難届出を行ない、その届出があつた旨の証明書を必要とする場合があります。

a 氏名

b 旅券の種類

c 旅券番号

d 旅券発行年月日

e 発行官庁

f 届出理由（紛失年月日及びその経緯など上）

ii 記届出を行なつた後に領事館へ旅券再発給の申請を行なわねばなりません。

※ 領事館は紛失届に基づき発行者（外務大臣、大公使領事など）に旅券発給事実の有無を照会、発給事実が確認された場合は旅券を再発給します。

以上のことから、満一紛失した場合に備えて、i, aからdまでの事項を備忘録にメモしておや必要があります。

15. ブラジルで生活に困つたら、日本政府は日本に送還してくれるか。

日本国民は海外移住、職業選択、居住の自由があります。自由があるということは、反而自分の行動に責任を持つということです。従って、自己の意志と責任において移住したのでありますから、外国で生活困窮になつたかといつて、ただちに日本政府が援助したり、日本に送還してくれると期待することは間違つています。即ち

i 生活に困つたら、直ちに日本政府が送還するということはありません。

ii 但し、外国で(a)生活困窮のため、帰国を希望する者は(b)外国の官憲から退去強制などの処分を受けて帰国しなければならない者にして、自己の負担で帰国することができぬ者で領事官がその帰国を援助、協力する必要があると認めたものに限り、領事官は日本船舶の船長に対し送還命令を出すことができます。（但し、船舶により送還できない場合は帰国費の貸付による。）

そして、その場合の旅費は帰国後、本人がその配偶者又は扶養義務者が当該船舶の所有者（船会社）にすみやかに支払うことになっております。

種々の事情でどうしても支払えない場合には、それらの人に代つて日本政府が船会社に支払いますが、その場合、政府が本人又は扶養義務者などに対して返還を求めることになりません。

以上のように日本政府は本人を強制的に送還するものではなく、送還に際して本人の希望（申請）により、帰国船賃後払いで乗船せしめることを船長に命令するかあるいは帰国費を

貸付けるのであつて、前者の場合は乗船に際し帰国者は送還費償却還誓約書を船長を經由して船会社に提出し、後者の場合は帰国費償還誓約書を領事官を經由して外務大臣に提出しなければなりません。また、本人あるいは扶養義務者などは帰国後、貸付を受けた送還費用をできるだけ早く送還しなければなりません。

16. 子供に日本語教育をした方がよいか。

これは移住者の皆さんのお考え如何による問題です。しかしながら、御相談を受けた立場からの助言としては、移住者として一応外国で生活の安定向上させようとして移住してこられ、そこに長く住んで働く以上、子供にもその目で十分活動できるように、まずその国の立派な教育を受けさせることが大切でしょう。そしてできるならば、更に日本語教育も結構ですし、日本についての理解、関心を深め、また、日本人の良い処を忘れ去らぬような教育にも力を注ぐよう努力されたらと思われまます。

17. ブラジルの外人登録というのとは何か。

- i 永久滞在を目的として伯国に入国した外国人で18歳以上の者は、入国の日より30日以内に公安局外人登録課に出頭し、外人登録を行ない、外国人鑑識手帳を取得しなければなりません。(必要最類は旅券と写真教葉)
- ii 外国人登録手帳には Modelo 20 及び Modelo 19 の 2 種類あり、農業移住者として来伯し、農村地帯に居住する者は Modelo 20 を取得でることになっています。
- iii Modelo 19 は農業に 4 年以上従事した後、都市に出て他の労働に従事しようとする者あるいは商工業に従事する者に対して付与されたものです。
- iv 外国人鑑識手帳のない者は永住者として正式に滞在を認められていない者であり、いかなる職業に従事することも禁じられております。
- v 外国人(即ち日本人)で18歳未満の者は18歳に達した時、外人手帳取得の手続を行なわねばなりません。
- vi ただし、ブラジル生れでブラジル国籍をもった移住者の子供やブラジルに帰化した移住者はブラジルですから、外人手帳は不要になります。(もつとも、ブラジルへの帰化は往々手続や条件の取扱いで、あとでその効力が問題になるおそれがありますから、この点十分注意してしつかりした手続を行う必要があります。)

